

建設残土対策に関する実態調査

結果報告書

令和3年12月

総務省行政評価局

前 書 き

建設工事の副産物である建設残土（建設発生土及び建設汚泥）のうち、建設発生土については、昭和 30 年代後半からの高度成長期以降、新たな都市開発用の貴重な建設資材として、発生現場内や他の建設工事等において、埋立て、土地造成、盛土等に利用されている。その一方で、山林などへの不適切な埋立てにより崩落が発生するなど社会的に問題となっているものの、その実態は十分に明らかになっているとは言い難い。

また、建設発生土の埋立て等については、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）等の土地の形質変更を規制する法律、土砂の埋立てを規制する条例、廃棄物が混入されている場合、当該混入されている廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規制がかかるが、これらによる効果も明らかになっていない。

一方で、建設工事発注者が、建設発生土の適正処理を図る観点から、契約で適切な処分場を搬出先として指定して、それに要した費用を負担し、また、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づく建設発生土の利用を促進するための取組として、建設発生土の利用が多い国や地方公共団体の公共工事において工事間利用を推進しているが、これらの取組が低調な地方公共団体もある。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、今回、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生状況や対応状況、建設工事発注者における建設発生土の適正処理の状況について、実態を調査したものである。

目 次

第 1 調査の目的等	1
第 2 調査結果	2
1 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態	2
(1) 不適切な埋立て事案の発生状況	2
ア 不適切な埋立て事案と被害の状況	2
イ 建設発生土への廃棄物及び汚染土壌の混入状況	5
(2) 不適切な埋立て事案への対応状況	6
ア 不適切な埋立て事案についての法令上の規制	6
イ 土砂条例による対応状況	9
(ア) 土砂条例の制定状況	9
(イ) 不適切な埋立て事案への対応	13
(a) 無許可埋立て事案	14
(b) 土砂条例の許可条件違反	17
ウ 土地の形質変更を規制する法律による対応状況	18
エ 廃棄物処理法に基づく対応状況	19
2 建設発生土の適正処理	21
(1) 公共工事における搬出先の指定の状況	21
(2) 民間工事における搬出先の指定の状況	27
(3) 工事間利用の推進	28
ア 公共工事における工事間利用	28
イ 民間工事における工事間利用	32
3 まとめと所見	33
4 事例表	36
5 資料編	191

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生状況や対応状況の実態を明らかにするとともに、建設発生土の適正処理を推進していくための課題を整理し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

国土交通省、環境省、農林水産省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（12）、市町村（36）、事業者（60）、関係団体（27）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所（兵庫）

4 調査実施時期

令和2年1月～3年12月

第 2 調査結果

1 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態

(1) 不適切な埋立て事案の発生状況

ア 不適切な埋立て事案と被害の状況

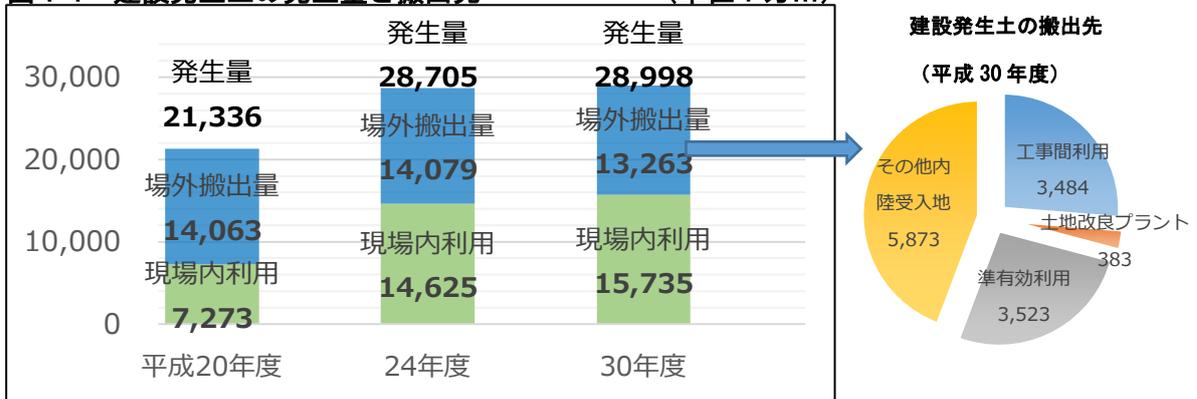
建設発生土は、昭和 30 年代後半からの高度成長期以降、新たな都市開発用の貴重な建設資材として、発生現場や他の建設工事等において、埋立て、土地造成、盛土等に利用されており、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）及び同法に基づく省令※により、再生資源として利用の促進に取り組むこととされている。

※ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号。以下「建設業再生資源基準省令」という。）及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 20 号。以下「建設業再生資源利用促進省令」という。）

その一方で、山林などへの不適切な埋立てにより崩落が発生し、令和 3 年 7 月には、静岡県熱海市において、盛土の不適切な処理が原因と考えられる土石流による甚大な被害が発生している。

建設発生土の発生量は、図 1-1 のとおり、平成 30 年度は 2 億 8,998 万³㎡となっており、そのうち 5,873 万³㎡が、現場内や他の工事現場で利用されることなく、土砂処分場などの内陸受入地に搬出されている。土砂処分場などの受入地は、土地の形質変更を規制する法律や土砂の埋立てを規制する条例（以下「土砂条例」という。）の許可を得た場所に搬出すべきであるが、中には、無許可で、あるいは許可条件に違反して受入地に搬出する場合もあり、これらが崩落等の被害発生の原因となっている場合がある。

図 1-1 建設発生土の発生量と搬出先 (単位：万³㎡)



- (注) 1 建設副産物実態調査（国土交通省）を基に当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

これに対し、国土交通省は、平成 27 年 6 月に、環境省及び農林水産省が参画する「建設残土の崩落に関する関係省庁連絡会議」を立ち上げ、表 1-1 のとおり、平成 13 年以降の建設発生土の崩落事案を取りまとめた「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」（以下「建設発生土参考資料」という。）を 29 年 8 月に作成し、地方公共団体に周知している。

表 1-1 建設発生土の崩落事案

年月日	場所	被害状況
H26. 2. 25	大阪府豊能町	通行止め
24. 11. 16	埼玉県皆野町	住宅 2 棟が全壊、河道への流入、通行止め
24. 9. 25	滋賀県大津市	河道への流入
22. 7. 14	奈良県奈良市	通行止め
21. 7. 25	広島県東広島市	民家に流入し、1 名死亡、1 名負傷
21. 3. 9	山梨県上野原市	河道への流入、山林、農地への流入
19. 6. 5	茨城県鹿嶋市	農業用水水源地への流入、遊歩道の寸断
18. 11. 22	青森県八戸市	河道への流入、通行止め
18. 7. 27	広島県福山市	ため池へ流入、床下浸水 1 戸
18. 7. 26	山梨県上野原市	河道へ流入
16. 7. 31	岡山県岡山市	ため池へ流入
14. 9. 12	大阪府和泉市	農地への流入
13. 11～15. 9	千葉県市原市、木更津市	立木の破損
13. 2. 23	福岡県那珂川町	通行止め

(注) 建設発生土参考資料を基に当省が作成した。

また、静岡県熱海市の土石流災害を受け、令和 3 年 8 月、「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」が開催され、盛土の総点検と災害防止のための対応方策を政府として統一的に進め、地方公共団体における盛土の総点検や、危険箇所対策（盛土の撤去、対策工など）、詳細調査等の予算措置、土地利用規制など安全策を確保するための必要な対応策の検討を行うこととされた。

今回、当省が、令和 2 年 4 月 1 日時点で土砂条例を制定している 41 地方公共団体（12 都道府県、29 市町村）において、平成 27 年度以降、不適切な建設発生土の埋立て事案と認識しているものがあるかどうかを確認したところ、表 1-2 のとおり、都道府県では全て、市町村でも 7 割近くが「ある」としており、調査を実施した東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州のいずれの地域においてもみられ、その数は、調査日現在（令和 3 年 3 月 31 日。以下、特段の記述がない場合は同様）で 120 事案となっている。この 120 事案全てについて、不適切事案があるとしている 32 地方公共団体（12 都道府県、20 市町村）において、土砂条例に基づく措置命令等の対応を行

っている。

なお、国土交通省の出先機関である地方整備局は、公共事業等に伴い発生する建設発生土などの建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進するための建設副産物協議会※を設けているが、調査した6地方整備局全てが、把握は義務付けられていないとして、管内の建設発生土の不適切な埋立て事案を把握していない。

※ 「総合的な建設副産物対策の推進について」（平成3年3月29日付け建設省技調発第99号・建設省経事発第45号・建設省経建発第67号）に基づき、公共事業等に伴い発生する建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進するため、国の出先機関、都道府県、市町村、関係団体等を構成員として各地方整備局に設置されるもの

表 1-2 不適切な建設発生土の埋立て事案の把握状況

区分	調査対象機関数	把握事案数	
		不適切事案があるとしている機関数	
都道府県	12	12 (100%)	65
市町村	29	20 (69.0%)	55
計	41	32	120

(注) 1 当省の調査結果による。

2 把握事案のうち5事案は、都道府県と市町村の重複事案であり、重複計上している。

当省が不適切な建設発生土の埋立てとして把握した120事案について、地方公共団体が確認できた被害の発生状況をみると、表1-3のとおり、土砂流出などの被害が生じているものが45事案と4割近くあり、土砂流出などの被害のおそれがあるもの34事案と合わせると、不適切事案全体の7割近くに及んでいる。

表 1-3 不適切な埋立て事案における被害の発生状況

区分	事案数	主な被害及び被害のおそれ
被害あり	45 (37.5%)	・田、水路、道路、河川等への土砂流出34 ・騒音、振動、粉塵、道路汚れ、私有地埋立て11
被害のおそれ	34 (28.3%)	・土砂流出のおそれ26 ・土壌汚染、廃棄物による周辺への影響のおそれ9
被害なし・不明	41 (34.2%)	
計	120 (100%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 主な被害及び被害のおそれについて重複するものがあるため、事案数と一致しない。

イ 建設発生土への廃棄物及び汚染土壌の混入状況

建設発生土に混入された廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の「廃棄物」として処理されることとされている。また、含水率が高く粒子が微細な泥状のものについては、「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月 30 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）において「建設汚泥」とされ、「廃棄物」として処理されることとなる（表 1-4）。

また、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）や土砂条例の基準を超える汚染が認められるもの（以下「汚染土壌」という。）は、同法や土砂条例により対応することとなる（表 1-4）。

表 1-4 廃棄物処理法、土壌汚染対策法、土砂条例の概要

法令等	制度の概要
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物とは、固形状又は液状の不要のもの（建設発生土は対象外） ・ 産業廃棄物を処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）する場合は、処理基準（保管基準、収集運搬基準、処分基準）を遵守
土壌汚染対策法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水等経由の摂取リスクの観点から全ての特定有害物質について土壌溶出量基準、直接摂取リスクの観点から特定有害物質のうち 9 物質（鉛、砒素、ふっ素など）について土壌含有量基準が設定 ・ 土地の形質変更面積が 3,000 m²以上の場合は都道府県知事等に届け出、都道府県知事等が、土壌汚染のおそれがあると認めた場合や、健康被害を生じるおそれがあるとして調査を命じた場合、土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、「土壌汚染状況調査」を実施し、都道府県知事等に報告 ・ 土壌汚染状況調査の結果、健康被害のおそれがあると判断する場合は、都道府県知事等は「要措置区域」に指定 ・ 「要措置区域」に指定したときは、土地所有者等に対し相当の期限を定めて汚染の除去等を行うことを指示 ・ 「汚染土壌」を搬出する場合、事前の届出、運搬基準の遵守、管理票の交付、都道府県知事等の許可を得た「汚染土壌処理施設」への搬出などが義務付け
土砂条例の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立て等に使用される土砂等の安全基準として、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に規定する土壌の汚染に係る環境基準その他災害の発生の防止及び良好な生活環境の保全に係る基準（水素イオン濃度等が追加）を準用 ・ 安全基準に適合しない土砂の埋立ての禁止、措置命令、罰則の適用

（注）当省において法令等を整理

今回、当省が不適切な建設発生土の埋立てとして把握した 120 事案について、廃棄物及び汚染土壌の混入状況をみると、表 1-5 のとおり、廃棄物が混入されていたものは 23 事案あり、混入されていた廃棄物には、がれき類、陶磁器くず、木くず、コンクリートくず、建設汚泥等が含まれている。

また、ふっ素、砒素などが含まれた汚染土壌が混入されていたものは 8 事案あり、2 事案については、廃棄物と汚染土壌の両方が混入されている。

表 1-5 不適切な埋立て事案における産業廃棄物及び汚染土壌の混入状況

区分	事案数	廃棄物の種類、汚染基準超過物質
廃棄物	23	がれき類 11、陶磁器くず 7、木くず 6、コンクリートくず 5、建設汚泥 3、廃プラスチック 3、ガラスくず 1、金属くず 1
汚染土壌	8	ふっ素 3、砒素 3、鉛 1、水素イオン濃度 3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 2 事案は、廃棄物と汚染土壌の両方が混入されている。

3 廃棄物の種類、汚染基準超過物質について重複するものがあるため、事案数と一致しない。

(2) 不適切な埋立て事案への対応状況

ア 不適切な埋立て事案についての法令上の規制

建設発生土の埋立てについては、表 1-6 のとおり、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）等により、盛土など土地の形質を変更する行為が規制されるほか、地方公共団体が土砂条例を制定し、一定規模以上の埋立て等の行為を規制している。

また、建設発生土に廃棄物が混入されている場合、当該混入されている廃棄物については廃棄物処理法により対応することとなる。

表 1-6 土地の形質変更を規制する法令における規制の概要

法令	区域名	盛土等に係る許可対象規模	違反者等への対応	罰則
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）	急傾斜地崩壊危険区域	全て（ただし、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域では、高さ 2 m 以下の盛土は許可不要）	立入検査、報告徴収、措置命令、中止命令、改善命令	懲役 1 年又は罰金 10 万円
砂防法（明治 30 年法律第 29 号）	砂防指定地	全て	原状回復命令	懲役 1 年又は罰金 2 万円
自然環境保全法（昭和 47 年）	原生自然環境保全地域	全て	立入検査、報告徴収、中止	懲役 1 年又は罰金 100 万円

法律第 85 号)	自然環境保全地域		命令、措置命令、原状回復命令	
自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)	自然公園のうち特別保護地区	全て	立入検査、報告徴収、中止命令、措置命令、原状回復命令	懲役 1 年又は罰金 100 万円
	自然公園のうち特別地域	高さ 1.5m 又は面積 10 m ² 超		
	自然公園のうち普通地域	高さ 5m 又は面積 200 m ² 超		
森林法	保安林	全て	立入調査、報告徴収、中止命令、復旧命令	懲役 3 年又は罰金 300 万円
	地域森林計画対象民有林	面積 1ha 超		
宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)	宅地造成工事規制区域	高さ 1m 又は面積 500 m ² 超	立入検査、報告徴収、停止命令、措置命令、改善命令	懲役 1 年又は罰金 50 万円
地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域	載荷重 10t/m ² 以上の土石等の集積等	中止命令、措置命令、原状回復命令	懲役 1 年又は罰金 10 万円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)	鳥獣保護区のうち特別保護地区	工作物の新築を伴うもの	立入検査、報告徴収、中止命令、措置命令、原状回復命令	懲役 6 月又は罰金 50 万円
農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)	農業振興地域のうち農用地区域	全て	中止命令、復旧命令	懲役 1 年又は罰金 50 万円
農地法	農地	全て	立入調査、停止命令、原状回復命令	懲役 3 年又は罰金 300 万円(法人の場合 1 億円)

(注) 1 建設発生土参考資料を基に当省が作成した。

2 罰則は、懲役と罰金のそれぞれ最も重いものを記載している。

建設発生土の不適切な埋立て 120 事案について、その行為を規制する法令等を確認したところ、表 1-7 のとおり、土砂条例が 77 事案(64.2%)、農地法や森林法など土地の形質変更を規制する法令が 49 事案(40.8%)、廃棄物処理法が 23 事案(19.2%)、規制する法令等がなかったとするものが 18 事案(15.0%) などとなっている。

表 1-7 不適切な埋立て行為を規制する法令等

規制の対象となる法令等	事案数
土砂条例	77 (64.2%)
土地の形質変更を規制する法律 (農地法 26、森林法 17、砂防法 8、宅地造成等規制法 4)	49 (40.8%)
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) (土砂流入)	3 (2.5%)
廃棄物処理法	23 (19.2%)
規制する法令等なし	18 (15.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 複数の法令等に該当する事案があるため、合計数は一致しない。
- 3 () は 120 事案に対する割合
- 4 既に埋め立てられている土砂に廃棄物を投棄したものは「廃棄物処理法」に区分している。
- 5 廃棄物処理法は建設発生土に混入されている廃棄物について規制している。

規制する法令等がないとしている 18 事案のうち 14 事案は、土砂条例施行前に発生したもので、うち 7 事案は、不適切な埋立てが条例制定のきっかけとなっていた。

また、14 事案全てについて、土砂条例施行後は、許可申請の提出指導や、土砂の埋立て等の停止命令をするなど土砂条例に基づき対応しており、地方公共団体からは、「土砂条例の施行により、無許可の埋立てを禁止できる」などの意見も聴かれた。

一方、残りの 4 事案は、表 1-8 のとおり、埋立面積が土砂条例の許可を要する面積未満のため規制がかかっていないとしており、こうした事案について、「行為者は、許可を要する面積未満と分かって、規制を逃れようとしている」との認識を示した地方公共団体もある。この 4 事案では、土砂の流出・崩落やそのおそれに加えて、人的被害も発生しているが、地方公共団体は、強制力のある対応ができないため是正が困難としている。

表 1-8 土砂条例の許可を要する面積未満のため規制がかかっていない 4 事案の対応状況

事案	発生場所の地目	埋立面積 ※許可を要する面積	被害	対応状況	地方公共団体において対応に苦慮している理由
1	雑種地	2,994 m ² ※3,000 m ² 以上	崩れた土砂が河川に流出し、著しい泥汚れが発生	土砂条例の責務規定を根拠に文書による指導中	条例の許可面積未満であり、強制力のあ る対応ができない。

2	山林	2,900 m ² ※3,000 m ² 以上	崩落（人的被害）、道路通行止め、河川閉塞による浸水	指導により、現在、埋立ては休止中	森林法の林地開発許可、土砂条例の許可面積未満であり、強制力のある対応ができない。
3	雑種地	460 m ² ※500 m ² 以上	土砂崩落、調整池に流入するおそれ	現地パトロールを実施中	今後、災害が発生した場合、法令等による厳しい対応ができない。
4	山林	3,000 m ² 未満 ※3,000 m ² 以上	土砂崩落のおそれ	指導中	強制力のある対応ができない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「埋立面積」欄の※は、土砂条例で許可を要する面積

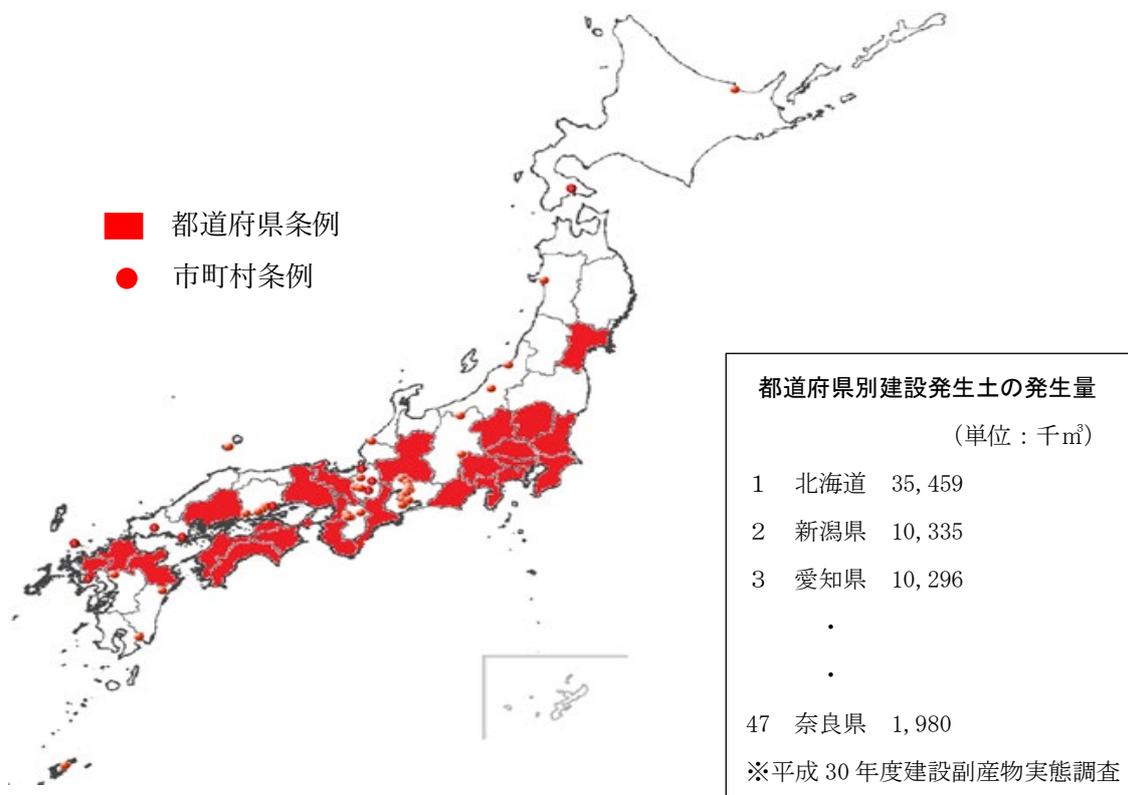
イ 土砂条例による対応状況

(7) 土砂条例の制定状況

上記のとおり、地方公共団体では、不適切な建設発生土の埋立て事案について、多くが土砂条例で対応している。各地方公共団体のホームページから、条例及び規則に土砂の埋立てや盛土の規定があるものを確認したところ、令和3年3月末現在、24都道府県で見られ、これに、この24都道府県以外の都道府県で条例及び規則に土砂の埋立てや盛土の規定がある市町村を加えると、図1-2のとおりとなる。

土砂の埋立てや盛土の規定がある条例や規則のない都道府県でも、建設発生土の発生量が多い愛知県や、発生量は多くないものの周辺府県で条例や規則のある奈良県などの市町村では、条例の制定が多くみられた。

図 1-2 土砂の埋立てや盛土などの規定のある条例及び規則のある地方公共団体



(注) 本図は、各地方公共団体のホームページから、条例及び規則に土砂の埋立てや盛土の規定があるものを抽出し、該当する都道府県は塗りつぶし、また、市町村は点で示したイメージ図であるため、市町村について、正確な位置を示すものではない。

令和 2 年 4 月 1 日時点で土砂条例を制定していた 12 都道府県及び 29 市町村について、制定理由をみたところ、表 1-9 のとおり、農地法や森林法など土地の形質変更を規制する既存の法令では、規制の範囲が限定されていること、土砂の安全性や搬入、防災について規制がないこと、規制がないために港湾を経由して都市圏から大量の土砂等が搬入されていたことなどが挙げられている。

さらに、土砂条例を制定した市町村がある都道府県が土砂条例を制定した理由としては、悪質な事業者への対応が市町村の能力を超えること、都道府県の土砂条例があるにもかかわらず市町村条例を制定した理由としては、都道府県条例の規制対象 (3,000 m^2 以上の土地) では発生した規模の事案に対応できなかったことが挙げられている。

表 1-9 土砂条例の制定理由（主なもの）

理由区分	具体的な理由
条例を制定した理由	<p>〈土地の形質変更を規制する既存の法令では、規制の範囲が限定されているため〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法や森林法等の既存法令による指導や命令を行っていたが、これらでは適用範囲や条件が限られていた。（都道府県） ・土砂そのものを規制している法律がなく、県内で土砂処分を規制する市町村条例が制定されていなかった。（都道府県） <p>〈土砂の安全性や搬入、防災について規制がないため〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の搬入そのものを中止させることや、土砂の発生から処理までの責任を明確にした法令がない。（都道府県） ・建設発生土の処理について防災対策が不十分なこともあり、常に災害等の発生が懸念（市町村） <p>〈規制がないために港湾を經由して都市圏から大量の土砂等が搬入されていたため〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾を經由して都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋立て等が行われており、中には無秩序に積み上げられる事案もみられた。また、埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっていた。（都道府県）
条例を制定した市町村があるにもかかわらず都道府県条例を制定した理由	<p>一部の市町村が県に先行して土砂条例を制定していたが、悪質な事業者への対応は市町村の能力を超えていた。（都道府県）</p>
都道府県条例があるにもかかわらず市町村条例を制定した理由	<p>森林や農地等への不適切な建設発生土の堆積により災害の原因となる事案が発生していたが、都道府県条例（3,000㎡超の土地を対象）など既存法令の規制対象でないため、規制できなかった。また、同様の問題が発生している周辺の市町村では、独自に条例を制定し規制していた。（市町村）</p>

（注）当省の調査結果による。

地方公共団体の土砂条例による規制の手法を大別すると、①土砂の埋立行為を規制するもの、②土砂の水質・土壌基準を規制するもの、③土砂の搬入を規制するもの、となっている。

①は、土砂の埋立行為について、一定の基準を定めて首長の許可や届出を必要とするもので、許可は 38 地方公共団体 39 条例（12 都道府県 12 条例、26 市町村 27 条例）、届出は 3 地方公共団体 3 条例（3 市町村 3 条例）となっており、許可又は届出を要する面積や土砂の基準などは表 1-10 のとおりとなっている。

表 1-10 土砂の埋立行為の規制等

事項	内容
許可・届出	都道府県：許可 (12) 市町村：許可 (27)、届出 (3)
規制の対象となる面積	都道府県：1,000 m ² 以上 (1)、2,000 m ² 以上 (2)、3,000 m ² 以上 (9) 市町村：300 m ² 以上 (1)、500 m ² 以上 (19)、1,000 m ² 以上 (7)、 2,000 m ² 以上 (2)、3,000 m ² 以上 (1)
土砂	改良土の禁止 (2)、発生元を都道府県内の土砂に限るもの (1)
埋立てを行う者の条件	法令・条例違反者以外 (27)、経済的基礎 (15)
土地所有者の義務	施工状況把握 (14)、災害発生時又は不適切な埋立て等の発見時の通報 (20)
埋立基準	〈構造〉 高さ (34)、法面の勾配 (40) 〈災害防止のための措置〉 擁壁 (40)、法面保護 (32)、土砂流出防止施設 (21)、排水施設 (41)、 調整池 (22)
許可の条件	〈同意・説明〉 土地所有者の同意 (36)、周辺住民への説明 (27) 〈搬入車両〉 運搬車両に許可番号の表示 (3)、書類 (受入先、責任者、車両番号、 運転者の氏名、事業所の名称、所在地) の携帯 (1) 〈埋立地の維持管理〉 着手 (35)、台帳の作成 (21)、水質検査 (16)、土壌検査 (26)、搬入 事前届 (17)、発生元証明書等の提出 (22)、使用土砂量等の報告 (29)
違反への措置	〈埋立てを行う者〉 報告徴収 (41)、立入検査 (42)、措置命令 (40)、罰則 (39)、違反者 の公表 (35) 〈土地所有者〉 措置命令 (20) 〈土砂搬入禁止区域〉 禁止区域の設定 (13)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査対象は 41 地方公共団体であるが、1 地方公共団体は二つの土砂条例があるため、総数 42 条例について、各事項に該当する土砂条例数を示している。

3 一般的な努力義務規定や、「土地所有者の義務」欄の「施工状況把握」、「災害発生時又は不適切な埋立て等の発見時の通報」、「許可の条件」欄の「土地所有者の同意」、「周辺住民への説明」についての努力義務規定は、該当条項として整理していない。

②は、土砂の埋立面積にかかわらず、土壌汚染対策法に定める特定有害物質や水素イオンの濃度など土砂の安全基準を定め、これに適合しない土砂を使用して埋め立ててはならないこととするものであり、環境基本法に基づく環境基準に準じ

た基準を規定しているものが 7 都道府県、水素イオン濃度の基準を規定しているものが 4 市町村ある。

③は、都道府県内の土砂の動きを把握するため、建設工事現場から 500 m³以上の土砂を搬出する場合に、毎月、土砂埋立区域ごとの数量や期間を明らかにした処理計画の提出を義務付けるもので、2 都道府県の条例で規定されている。ただし、都道府県外から土砂を持ち込む場合は、届出の対象とはなっていない。また、都道府県外に土砂を持ち出す事案について、搬出先に情報提供していないとしており、今回調査した地方公共団体の間で土砂の搬出入に関する情報交換をしている事案はみられなかった。

(イ) 不適切な埋立て事案への対応

120 の不適切な埋立て事案のうち土砂条例で規制される 77 事案の違反内容を見ると、表 1-11 のとおり、無許可埋立てが 58 事案 (75.3%)、許可区域を超える埋立てなど許可条件に違反したものが 18 事案 (23.4%)、土壌基準に違反したものが 1 事案 (1.3%) となっている。

表 1-11 土砂条例に違反した不適切な埋立て事案における違反の内容

違反	事案数	違反内容の詳細
無許可埋立て	58 (75.3%)	都道府県条例の許可が必要であったもの 38 市町村条例の許可が必要であったもの 30 (10 事案は都道府県と市町村両方の条例の許可が必要であったもの)
許可条件違反	18 (23.4%)	区域・土量・高さ・勾配の超過 15、土壌基準不適合（ふっ素、改良土混入） 2、許可期間の超過 2、土砂搬入届の未提出 1
土壌基準違反	1 (1.3%)	埋立規模が小さく許可は不要だが、土砂そのものが土壌基準を超過（砒素）
計	77 (100%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「許可条件違反」欄の「違反内容の詳細」については、複数の違反に該当するものがあるため、合計数は事案数と一致しない。

(a) 無許可埋立て事案

無許可埋立てについて、地方公共団体から「人目につかない市街化調整区域の里山や山間部における、車両搬入がしやすい主要幹線道路沿いや少し脇道に入った場所で行われる傾向がある」との意見が聴かれた。

今回把握した無許可埋立ての 58 事案をみても、表 1-12 のとおり、最も多い地目は山林 (38 事案、65.5%) となっている。また、山林での埋立てについては、「埋立ての起点を把握することが困難である」、「目視では埋立範囲の特定が難しく、2 回以上の測量が必要な場合もあり、無許可行為の立証が困難なこともある」との意見が聴かれ、無許可埋立てであっても、範囲の特定が難しく条例違反か否か判断しにくい場合があることがうかがえる。

また、発生場所が山林である 38 事案について、埋立面積をみると、面積が把握できた 36 事案のうち 9 事案が 10,000 m²以上と、他の地目と比較すると規模が大きい。

表 1-12 は地目によって分類したが、実際には 58 事案のうち 12 事案は田、山林、宅地、雑種地など複数の地目にわたって埋め立てられており、そうした事案は規制がかかる法令等も異なることから、地方公共団体の対応を複雑にしている。

表 1-12 無許可埋立ての主な発生場所と面積・高さ

発生場所 (地目)	事案数	面積 (m ²)				高さ (m)			
		~3,000 未満	3,000~ 10,000 未満	10,000 ~	計	~5 未満	5~10 未満	10 ~	計
		山林	38 (65.5%)	9	18	9	36	4	9
田畑	19 (32.8%)	9	5	1	15	8	5	2	15
宅地	4 (6.9%)	3	0	1	4	2	2	0	4

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 複数の地目にわたって埋め立てられている事案があるため、事案数の合計は 58 事案とならない。
- 3 面積・高さの事案数は、無許可埋立て事案数のうち把握できた事案数を記載している。このため、事案数と面積・高さの事案数は一致しない。

今回把握した 58 事案のうち、地方公共団体に搬入目的を聴いたところ、表 1-13 のとおり、搬入目的が推察できるものが 56 事案あり、そのうち、処分・廃棄

が目的ではないかとしているものが 37 事案 (66.1%) であった。さらに、37 事案について、地方公共団体に行為者等が土砂条例による規制を知っているかどうか聴いたところ、20 事案のうち 14 事案 (70.0%) では規制を知っていたのではないかとしており、土砂条例を遵守するつもりがなく違反に及んでいることがうかがえる。これについて、地方公共団体からは「許可手続のための費用や期間を省くためではないか」との意見も聴かれた。

表 1-13 建設発生土の搬入目的と土砂条例による規制の認知状況

搬入目的	事案数	規制の認知・不知が推察できる事案		
		規制を知っていたとしている事案	規制を知らなかったとしている事案	
処分・廃棄	37 (66.1%)	20 (100%)	14 (70.0%)	6 (30.0%)
建設資材	12 (21.4%)	10 (100%)	3 (30.0%)	7 (70.0%)
仮置き	7 (12.5%)	3 (100%)	0 (0%)	3 (100%)
計	56 (100%)	33	17	16

(注) 当省の調査結果による。

今回把握した 58 事案の建設発生土の搬出元については、行為者への確認から公共工事で発生したものが含まれていると判明したものが 2 事案ある。

また、4 事案は、都道府県域を越え広域的に持ち込まれたものが含まれているとしており、都道府県で土砂条例を制定していても、都道府県域を越える場所からの搬入については、都道府県でも、搬出元を十分捕捉できていない状況がみられる。

次に、今回把握した無許可埋立てによる被害状況が判明している 56 事案についてみると、表 1-14 のとおり、18 事案で田や水路などへの土砂流出がみられ、17 事案では、被害は発生していないもののそのおそれがあるとしている。

表 1-14 無許可埋立てにおける主な被害状況

区分	事案数	内容
被害あり	18	・ 田、水路、道路、河川等への土砂流出 14 ・ 騒音、振動、粉じん、道路汚れ、私有地埋立て 4
被害のおそれ	17	・ 土砂の流出のおそれ 14 ・ 土壌汚染、廃棄物による周辺への影響のおそれ 4
被害なし	21	
計	56	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 内容について重複があるため、事案数と内容の合計数は一致しない。

被害が発生した 18 事案のうち、田や水路などへの土砂流出 14 事案について対応した法令等をみると、表 1-15 のとおり、土砂条例 14 事案、砂防法 3 事案、森林法 1 事案、河川法 1 事案となっている。

土砂流出の被害があった 14 事案における違反状態の是正状況をみると、森林法で対応した 1 事案を除き 13 事案は指導中となっている。

表 1-15 土砂流出の被害があった 14 事案の対応状況

対応法令等	対応事案数	対応内容
土砂条例	14	行政指導のみ 5 事案 措置命令 7 事案 告発 3 事案 罰則適用 4 事案
土地の形質変更 を規制する法律	砂防法	行政指導のみ 3 事案
	森林法	復旧命令 1 事案 ※是正
河川法	1	(河川に流出した土砂について代執行により除去 1 事案)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、流出した土砂を緊急に除去したもの

3 行政指導や措置命令など複数の方法で対応しているため、対応事案数と対応内容の合計は一致しない。

是正されていない 13 事案について、事案の発生又は発覚からの経過期間をみると、表 1-16 のとおり、3 年以上経過しているものが 8 事案と、6 割以上が長期化している。

表 1-16 是正されていない 13 事案の経過期間

経過期間	3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上	計
事案数	5	3	5	13

(注) 当省の調査結果による。

また、この 13 事案については、表 1-17 のとおり、パトロールの隙を狙って不法投棄する、指導に応じようとしない、是正のための資金繰りがつかない、建設発生土の上に工作物を設置し原状回復しにくくしているなど、地方公共団体が対応に苦慮している状況がみられる。このように、土砂条例や森林法など土地の形質変更を規制する法律を適用したとしても対応が難しいことがうかがえる。

表 1-17 地方公共団体が事案対応に当たって苦慮している内容

原因	事案対応に当たって苦慮している内容
現場の発見・特定	<ul style="list-style-type: none"> ・警察とも連携し現場をパトロールしていたが、<u>職員や指導員の不在時（早朝や夜間）に不法投棄が行われた。</u> ・現場が<u>ストックヤードであることから、日々、土砂量や形態が変わるため、定期的な監視が不可欠であった。</u>
行為者	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者が指導に応じない。 ・行為者に是正のための<u>資金繰りのめどがつかない。</u> ・<u>条例の罰金の最高額（100 万円）を超える利益を得ているため、罰則が抑止力として機能しない。</u>
現場の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が建設発生土の上に<u>太陽光パネルを設置したため、原状復帰しにくくなっている。</u>

(注) 当省の調査結果による。

(b) 土砂条例の許可条件違反

土砂条例の許可条件に違反した 18 事案をみると、表 1-18 のとおり、区域・土量・高さ・勾配を超過し、土砂流出などの被害をもたらしたものが 5 事案、被害のおそれのあるものが 2 事案みられた。

表 1-18 許可条件違反の内容と主な被害

違反内容	事案数	条例区分		被害あり	被害のおそれ
		都道府県	市町村		
区域・土量・高さ・勾配の超過	15	13	4	5 (水路、河川等への土砂流出 3、区域逸脱による侵害 2)	2 (土砂流出のおそれ 2)
土壌基準不適合	2	1	1	0	1 (蛍の生息地への影響)
許可期間の超過	2	2	1	0	0
土砂搬入届の未提出	1	1	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事案数については、複数に該当するものがあるため、合計は 18 事案とにならない。

このうち、被害発生又はそのおそれのある 8 事案への対応状況をみると、8 事案とも、許可条件のとおりの高さ、区域などとするよう口頭又は文書で行政指導がなされ、半数の 4 事案で是正されている。

ウ 土地の形質変更を規制する法律による対応状況

農地法、森林法など土地の形質変更を規制する法律による対応について、地方公共団体からは、表 1-19 のとおり、①森林法による地域森林計画の対象となっている民有林の開発許可は大規模 (1ha 超) でないと対応できず、厳しい規制がかからない場合があるとしており、また、②農地かどうかに関係なく規制の対象となるため土砂条例の方が対応しやすいとしている。

表 1-19 土地の形質変更を規制する法律に対する地方公共団体の意見

法律	意見
農地法	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例の方が、農地かどうか関係なく規制の対象となるため対応しやすい。 ・農地法の市の窓口は農業委員会であっても許可権者は県で、県事務所が市外にあるため、事業者への対応の際の連携が困難 ・農地法第 4 条第 1 項の許可 (審査) 基準を満たしても土砂崩壊等災害発生の抑止にならない。
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・民有林の開発許可の面積が 1ha 超であり、大規模でないと森林法による厳しい規制がかからない。 ・山間部での開発面積の正確な把握が困難なため、民有林の開発許可が必要な 1ha 以下の開発行為であると主張している業者への対応に苦慮

(注) 当省の調査結果による。

土地の形質変更を規制する法律で規制される 49 の不適切な埋立て事案のうち、命令、勧告、指導や罰金を科している 20 事案をみると、表 1-20 のとおり、違法状態が是正されているのは、森林法で復旧命令をした 2 事案のみで、残りは、措置命令等を行ったものの、資金がないなど行為者が対応しないため、是正されていない。

表 1-20 土地の形質変更を規制する法律による対応状況

法律	事案数	対応内容	対応に苦慮している理由
森林法	7	<ul style="list-style-type: none"> ・中止命令 1 ・復旧命令 5 ⇒ 2 事案是正 ・搬入停止指導 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者が立入りを拒み、現況の把握が困難
農地法	7	<ul style="list-style-type: none"> ・営農指導 3 ・盛土の撤去指導 3 ・農地復元命令 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が主体となって対応できないため苦勞 ・営農指導を行っても営農しない
砂防法	5	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去指導 4 ・罰金 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰りのめどがつかず、現場の状況が改善されない
宅地造成等規制法	3	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 3 ・措置命令 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地管理者が遠方のため、是正工事請負業者や土の処分先を探すのに時間がかかった

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事案数については、複数法律に該当するものがあるため、合計は 20 事案とならない。

エ 廃棄物処理法に基づく対応状況

環境省は、地方公共団体への技術的助言として、「行政処分の指針について（通知）」（令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、廃棄物該当性については、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとしている。廃棄物が混在された土については、表面上に廃棄物が見える場合は廃棄物として判断している裁判例もあるが、環境省によると、都道府県においてケースバイケースで把握し対応しているのではないかとしている。

今回把握した廃棄物が混入されていた 23 事案のうち、廃棄物処理法に基づき指導、報告徴収又は刑事告発を行っている 17 事案についてみると、地方公共団体では、廃棄物の不法投棄であれば、廃棄物が捨てられているという状況をもって違反を証明できるとして、9 事案では是正されている。

表 1-21 廃棄物が混入した不適切事案への対応状況

区分	事案数	対応状況	是正
建設汚泥	3	<ul style="list-style-type: none"> ・行政指導 2 ・廃棄物処理法第 18 条の規定に基づく報告徴収 2 	3 (撤去・原状回復)
がれき、木くずその他の廃棄物	15	<ul style="list-style-type: none"> ・行政指導 11 ・廃棄物処理法第 18 条の規定に基づく報告徴収 3 ・刑事告発 2 	7 (撤去・原状回復)
計	17		9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事案数については、「建設汚泥」と「がれき、木くずその他の廃棄物」について重複があるため、合計数は一致しない。

3 行政指導や報告徴収など複数の方法で対応しているため、対応状況と事案数は一致しない。

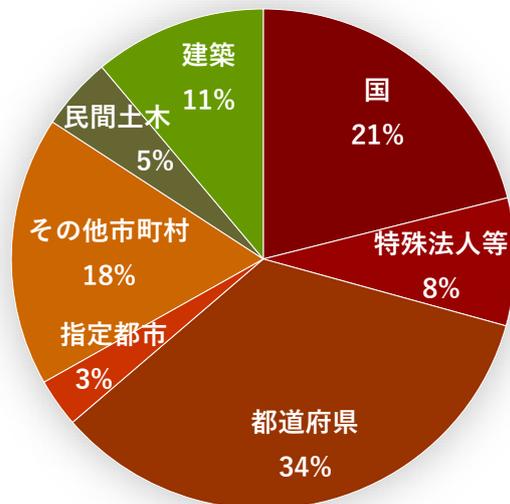
2 建設発生土の適正処理

(1) 公共工事における搬出先の指定の状況

建設発生土の適正処理については、「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」（平成 14 年 11 月 22 日中央環境審議会。以下「中央環境審議会提言」という。）において、「汚染土壌以外の建設工事に伴い生ずる土砂については、現在、その約 9 割が公共事業に伴い生ずるものである」とされていることから、まず、その発注者たる公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取組が必要である。具体的には、公共事業の発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定するという指定処分を徹底するとともに、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土の搬出抑制や、その利用に係る情報交換の促進、ストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取組を進めるとともに、民間事業についても、指定処分を始め、同様の取組を促していくことが必要であると提言された。

提言後も、建設発生土の工事種別の発生元に公共工事が多いという状況は変わっておらず、平成 30 年度の建設副産物実態調査では、図 2-1 のとおり、国、都道府県、市町村などの公共工事が 84%、民間工事が 16%となっている。

図 2-1 建設発生土の発生量の内訳（工事種別）



(注) 平成 30 年度建設副産物実態調査（国土交通省）を基に当省が作成した。

また、建設発生土の適正処理のため、公共事業の発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定する取組について、国土交通省は、「条件明示について」（平成 14 年 3 月 28 日 国官技第 369 号国土交通省大臣官房技術調査課長通知）により、同省直轄の土木工事を対象に、「建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件」といった施工条件を設計図書に明示することを地方整備

局に指示しており、地方公共団体には、上記通知を参考送付している。さらに、国土交通省では、中央環境審議会提言を踏まえ、平成15年10月に「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、国の取組の周知徹底や小規模地方公共団体への技術支援を行うこととしている。

今回、令和元年度に発注した道路工事について、6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村における建設発生土の搬出先の指定状況をみたところ、表 2-1 のとおり、地方整備局国道事務所では全て指定をしているものの、都道府県では 82.1%、市町村では約半数の 55.4%の指定となっている。

表 2-1 搬出先の指定の状況（令和元年度）

機関名	調査対象機関数	場外搬出工 事件数(a)	搬出先の指 定件数(b)	指定率 (b)/(a)
地方整備局国道事務所	6	107	107	100%
都道府県（出先機関）	12	330	271	82.1%
市町村	35	792	439	55.4%

（注）当省の調査結果による。

また、6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村において、発注する公共工事において建設発生土の搬出先を指定しない契約をする場合があるか確認したところ、表 2-2 のとおり、地方整備局国道事務所では、6 事務所とも搬出先は全て指定するとしている一方、都道府県では 2 都道府県が、市町村では 14 市町村が、搬出先を指定しない場合があるとしている。

表 2-2 搬出先の指定の状況（令和元年度）

機関名	調査対象機関数 (a)	搬出先を指定しない 場合がある機関数(b)	(b)/(a)
地方整備局国道事務所	6	0	0%
都道府県（出先機関）	12	2	16.7%
市町村	35	14	40.0%

（注）当省の調査結果による。

搬出先を指定しない場合があるとする 2 都道府県や 14 市町村では、表 2-3 のとおり、受入地を探す事務負担などから、建設発生土が少量な場合や費用が少額で工事が小規模な場合、緊急の場合に請負業者に任せているものや、住民からの利用の申出がない場合や近隣受入工事がない場合といった建設発生土の受入先がない場合に搬出先を請負業者に任せているもの、第 1 種及び第 2 種建設発生土※など土質が良いものの搬出先を

請負業者に任せているものがあつた。

※ 建設発生土の土質については、建設業再生資源基準省令及び建設業再生資源利用促進省令で第1種から第4種まで定められており、第1種及び第2種については、以下のとおり定められている。

- ・第1種建設発生土：砂、礫^{れき}及びこれらに準ずるもの
- ・第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの

表 2-3 建設発生土の搬出先を指定しない場合の条件

条件	機関数
建設発生土が少量	7 (50 m ³ : 1、100 m ³ : 3、200 m ³ : 1、 500 m ³ : 1、土量が少ない場合 : 1)
建設発生土が少量かつ緊急時	1 (500 m ³)
建設発生土が少量又は緊急時	2 (20 m ³ : 1、500 m ³ : 1)
費用が少額の工事かつ建設発生土が少量	1 (50 万円未満)
費用が少額の工事又は緊急時	1 (30 万円未満)
住民から建設発生土の利用の申出がなかった場合	1
近隣受入工事がない場合	1
建設発生土が少量又は近隣受入工事がない場合	1
第1種及び第2種建設発生土で工事間利用が整わなかった場合	1

(注) 当省の調査結果による。

搬出先を指定しない場合があるとする2都道府県や14市町村において、搬出先を指定しない場合の搬出の確認状況をみたところ、表2-4のとおり、搬出前には建設業再生資源利用促進省令第7条に規定する再生資源利用促進計画※などにより、搬出中にはダンプの管理表などにより、搬出完了後には同計画の実施状況の記録（以下「再生資源利用促進実施書」という。）※などにより、それぞれ確認している例がみられた。ただし、2市町村では、確認できる書類の提出を求めておらず、建設発生土がどのように取り扱われているか十分に把握できていない可能性がある。

※ 再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書は、体積が1,000 m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業者が作成するもので、工事完成後1年間、建設工事業者が保存することとされている。

表 2-4 搬出先を指定しない場合の建設発生土の搬出の確認状況

確認方法	機関数
搬出前に再生資源利用促進計画、処分計画などを提出	10
受入地の受入証明、承諾書などを提出	4
搬出中に搬出状況をダンプの管理表などで確認	5
完了後に再生資源利用促進実施書、写真の提出などで確認	13
立会いの実施	3
ダンプ台数伝票、運搬管理表などによる確認	5
確認できる書類の提出を求めている	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 機関数は、搬出先を指定しない場合があるとする 2 都道府県や 14 市町村の計 16 機関について、左欄の確認方法により確認している機関数を記載しており、重複回答があるため、合計数は 16 機関とならない。

また、搬出先を指定する場合についても、表 2-5 のとおり、発注者が確認方法を決めるため、各機関の確認の方法は区々となっており、建設発生土の量にかかわらず、再生資源利用促進計画を搬出前に、再生資源利用促進実施書を搬出後に、建設工事を請け負った建設工事業業者に提出させているところが多くみられた。

表 2-5 搬出先を指定する場合の建設発生土の搬出の確認状況

確認方法	機関数
再生資源利用促進計画、職員による処分地の確認などにより搬出前に確認	29
ダンプトラック等管理表、受入伝票、写真などで搬出中に確認	10
再生資源利用促進実施書、ダンプの運搬記録などにより完了後に確認	49
仮置場について、搬入前に実測資料を提出、搬入後に監督職員による現地確認などの確認	4
工事間利用の場合は搬出確認なし	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 機関数は、搬出先を指定している場合のある 6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村の計 53 機関について、左欄の確認方法により確認している機関数を記載しており、重複回答があるため、合計数は 53 機関とならない。

再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書については、建設業再生資源利用促進省令第 7 条の規定に基づき建設工事業業者が作成するものであるが、国土交通省では、「建設リサイクルガイドライン」(平成 14 年 5 月 30 日国土交通省)において、特記仕様書により、建設工事業業者(元請業者)が作成した再生資源利用促進計画を発

注者に提出するよう指示するとともに、実施状況の報告は、再生資源利用促進実施書として、また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 18 条の規定に基づく発注者への報告としても活用されている。このように、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書は、他のルールにおいて発注者に報告され、また、現場外に搬出する場合の搬出先や搬出量などが記載されているため、多くの機関で搬出先の確認書類とされている。

なお、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書について、都道府県の中には建設リサイクル法第 11 条の規定による都道府県（建設リサイクル担当窓口）への通知書類としているところがあり、さらに、一般統計である「建設副産物実態調査」でも活用されている。

この再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書は、資源の有効利用のために作成・報告されるものであるが、これらによって、建設発生土がどのように処理されたかを確認することは可能である。

そこで、国土交通省は、建設発生土の適正管理の観点から、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書について、発注者への報告を義務付けるとともに、本調査で把握した事例を参考に、搬出前、搬出中及び搬出後に確認ができる書類の整理を行い、これらの段階において、発注者が確認できる仕組みを整備する必要がある。

また、調査した地方公共団体の土砂条例担当部局において、建設発生土の不適切な処理の防止策として、あらかじめ処理計画を作成し、行政庁に届出をすることを義務付ける仕組みやこれらの情報を地方公共団体が共有できる仕組みを設けることを要望しているところもあり、再生資源利用促進計画はいわゆる処理計画であるため、これらの情報について公となる仕組みが必要であると考えられる。

次に、搬出先を指定しない場合があるとする 2 都道府県や 14 市町村において、搬出先を指定しない場合における搬出に要する費用（運搬費、処分費）の積算方法についてみたところ、表 2-6 のとおり、請負業者の見積りを基に積算し支払っているのは 1 市町村のみであり、運搬費や処分費を定額で積算しているものが 1 都道府県、5 市町村みられ、他の施設等に搬出する場合を基にして運搬費や処分費を積算するものが 1 都道府県、2 市町村みられるなど、実際の運搬費や処分費と差異があり、請負業者の負担となっている可能性がある。さらに、6 市町村では、請負業者の所有地に持ち込むのではないかと、整地費は払っているものの、処分費は計上しておらず、請負業者の負担となっている可能性がある。

表 2-6 費用の積算方法

積算方法	機関数
請負業者の見積りを基に積算	1 (1 市町村)
運搬費・処分費を定額（前年度実績からの平均など）で積算	6 (1 都道府県、5 市町村)
搬出先を指定する場合の施設等を基に運搬費・処分費を積算	3 (1 都道府県、2 市町村)
固定距離（2 km など）の運搬費と整地費を積算	6 (6 市町村)

(注) 当省の調査結果による。

上記の 6 市町村以外ではあるが、これまで処分費を支払っていなかった 1 市町村では、請負業者の団体から、引き取った建設発生土を元請業者が自腹で受入費を払って他の民間土砂処分地（土捨場、開発行為等の許可を受けた土地）に持ち込んでおり、処分費もみてほしいとの意見が上がり、建設発生土量が 50 m³ 以上の場合は、処分費について、土砂処分地を搬出先として指定して積算することとした。

さらに、今回調査した元請業者からは、一律の距離での運搬費計上のみであったため、負担を感じる事案もあったとの意見が聴かれた。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）第 7 条第 1 項第 1 号において、発注者の責務として、公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことや、同項第 7 号において、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこととされている。

また、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号建設事務次官通知。以下「推進要綱」という。）においても、発注者の責務と役割として、発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないとされている。このため、いくら小規模な工事であったとしても、処分場所を把握し、要した費用を支払う必要があるものとする。

なお、調査した請負業者からは、処分場のリストを提示してほしいとの意見もあり、搬出先の指定を行う上で、そのようなインフラを整備しておくことも課題であると言える。

(2) 民間工事における搬出先の指定の状況

中央環境審議会提言においては、民間事業についても、指定処分を始め、同様の取組を促していくことが必要とされているものの、国土交通省は、提言で求められた取組の実施を要請する対応はしていない。

今回、建設発生土を場外に搬出する民間工事を受注した請負業者9社の55件の工事について、発注者から搬出先を指定されているかどうかを確認したところ、指定されているものは、発注者が別の目的で建設発生土を利用するため搬出先を指定した2社の2件(3.6%)にとどまっており、処分する場合の処分費などが契約上明確でないため、処分費が計上されていない可能性があり、建設業法(昭和24年法律第100号)第18条に規定する建設工事の請負契約の原則における「公正な契約」の観点から問題があると考えられる。また、推進要綱においても、上記のとおり、発注者の責務と役割として、発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないとされている。

また、国土交通省は、発注者と受注者等の関係者が施工上のリスクに関する事前の情報共有と適切な協議を行い、工事の円滑な施工を進めるため、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針(民間工事指針)」(平成28年7月国土交通省。以下「民間工事指針」という。)を定めているが、協議事項として、土壌汚染や産業廃棄物についての記述はあるものの、建設発生土の取扱いについての記述はなく、これを適正に処理するためにも、協議事項とし、設計図書に記載するなどの措置が必要であると考えられる。

なお、調査した請負業者からは、搬出先の指定を行う上での課題として、処分場のリストがあれば悩まなくなるとの意見があり、国土交通省において、各地方整備局に設けられた建設副産物協議会を活用し、処分場について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体も利用できるようにすることも課題であると考えられる。

さらに、搬出先の確認についても、調査した請負業者の中には、「公共工事とは異なり、発注者による確認や搬入記録の報告を求められることはない」としている者もあり、発注者が建設発生土の適正な利用や処分について関与していないと考えられる。加えて、請負業者が運搬会社に処分を委託することがあるが、建設発生土の処分に係る確認状況が把握できた6社について、表2-7のとおり、1社では搬出台数を日報に記録し搬出確認をしているものの、受入施設での搬入状況は確認しておらず、最終的に委託先がどこに搬出しているか把握していないとしており、建設発生土がどのように取り扱われているか十分に把握できていない可能性がある。

また、表2-7のとおり、搬入状況を確認している事業者も、公共工事と同様に確認方法は区々となっている。このため、国土交通省は、公共工事と同様に、建設発生土を適切に管理する観点から、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書について、

発注者への報告を義務付けるとともに、本調査で把握した事例を参考に搬出前、搬出中及び搬出後に確認ができる書類の整理を行い、これらの段階において、発注者が確認できる仕組みを整備する必要がある。

また、公共工事と同様に、建設発生土の適正管理の観点から、再生資源利用促進計画の情報が公にされる必要があると考える。

表 2-7 建設請負業者における建設発生土の確認状況（民間工事）

確認方法	事業者数
受入施設の受入証明書、伝票で搬入確認	4
搬入状況の写真で搬入確認	2
搬出台数を日報に記録し搬出確認	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業者数は、建設発生土の処分に係る確認状況が把握できた6社について、左欄の確認方法により確認している事業者数を記載しており、重複回答があるため、合計数は6とまらない。

(3) 工事間利用の推進

ア 公共工事における工事間利用

中央環境審議会提言において、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土の搬出抑制や、その利用に係る情報交換の促進及びストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取組を進めることとされている。また、国土交通省は、行動計画により、建設副産物協議会の事務局（各地方整備局）において、数年後に工事発注する予定の事業であって、仮受入地的な機能を発揮できる工事に関する情報交換などを行い、ストックヤードとしての利用調整を行うなど、建設発生土の工事間利用の調整を行うこととされている。さらに、推進要綱では、「発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない」とされている。

工事間利用は、資源の有効な利用の促進のほか、市町村が処分先を探す負担の軽減や処分費用の軽減、また、不適切な処分の防止といった観点から重要である。

例えば、1 地方整備局では、令和元年度の建設発生土の搬出量約 681 万 m³のうち、現場内利用した土量は約 241 万 m³ (35.4%)、工事間利用した土量は約 425 万 m³ (62.4%)、残る約 15 万 m³ (2.2%)については、すぐに利用先が決まらずに年度を超えて仮置場に置かれたものや資材採取跡地で有効活用したものが大半で、処分場に搬出したのはごく一部であるとしており、工事間利用が進んでいることにより、事務負担や費用負担も少なくなっていると考えられる。

今回、令和元年度に発注した道路工事について、6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村における他工事への搬出状況を見ると、表 2-8 のとおり、地方整備局国道事務所は 8 割以上が他工事へ搬出しているものの、都道府県は約 3 割、市町村は 1 割にも満たない状況であった。

表 2-8 建設発生土の他工事への搬出状況（令和元年度）

機関名	調査対象機関数	場外搬出工 事件数(a)	他工事への 搬出 (b)	工事間利用率 (b)/(a)
地方整備局国道事務所	6	120	97	80.8%
都道府県（出先機関）	12	213	61	28.6%
市町村	35	792	55	6.9%

(注) 当省の調査結果による。

6 地方整備局国道事務所では工事間利用が 8 割以上となっているが、このうち 4 事務所では、工期が合う工事がなくても、建設予定地の空きスペースや工事現場近くなどを一時的な保管場所とすることにより、工事間利用をしている。

また、6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村のうち、全ての工事で工事間利用をしている 3 地方整備局国道事務所、1 都道府県の出先機関、3 市町村では、工事予定地や民間の土地を借りるなど一時的な保管場所を整備し、これを活用して工事間利用を進めている。

さらに、各機関に工事間利用を進めるための課題について確認したところ、表 2-9 のとおり、工期や土質、土量のミスマッチのほか、搬入側と搬出側のどちらで土質検査をするか、運搬費をどうするか等の費用の問題も発生するため、調整が整わないケースがあるとしており、このうち、工期、土質、土量の調整を行うためには一時的な保管場所の整備が課題（都道府県では約 4 割、市町村では半数近く）であるとしている。

このようなことから、調査した市町村のうち 1 市町村では、工事間利用を進めるため、国、県、市町村の公共工事発注者間で一時的な保管場所として利用可能な工事予定地等の情報共有を進めてほしいとしているものの、調査した 6 地方整備局では、一時的な保管場所としての利用可能な工事予定地等の情報共有は行っていない。

表 2-9 工事間利用の課題

機関名	調査対象 機関数	課題				
		工期	土質	土量	費用	一時的な保管 場所の整備
地方整備局国道事務所	6	6	4	2	1	2

都道府県（出先機関）	12	7	7	4	3	5
市町村	35	28	16	10	6	17

(注) 1 当省の調査結果による。

2 課題については、重複回答があるため、調査対象機関数と課題の合計は一致しない。

一方、首都圏で工事間利用を行っている株式会社建設資源広域利用センター※では、国、地方公共団体、民間企業の建設発生土の受入事業者と、土質や土量などの調整を行い、前年度末に受入地を登録、年度初めから通年で建設発生土の受入れを行う方式で、建設発生土の有効利用を行っている。

※ 首都圏自治体と民間建設会社が出資し平成3年に設立。首都圏で発生する建設発生土を、土質等の受入条件の適合を確認の上、河川堤防、宅地造成等に有効利用するため、建設発生土の発生と受入れに関する調整を行う事業を実施

このように、工事の都度マッチングするのではなく、ある程度の期間受け入れられる一時的な保管場所等の受入場所を設けることが、工事間利用の促進につながるものと考えられる。

また、1都道府県では、建設発生土（第1種から第3種まで※）をあらかじめ登録した業者の資材置き場に仮置きし、当該都道府県のほか、市町村の公共工事でも利用させる制度を設けており、建設副産物協議会でもその制度の概要を報告している。

※ 建設発生土の性質については、建設業再生資源基準省令及び建設業再生資源利用促進省令で第1種から第4種まで定められており、第3種については、「通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの」とされている。

そこで、工事間利用の促進を図るために、国土交通省は、建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体も利用できるようにすることが必要であると考えます。

次に、土質別の利用状況について、工事間利用を積極的に行っている1地方整備局において、令和元年度に建設発生土を搬出した402件の工事を確認したところ、表2-10のとおり、どの土質であっても、マッチング次第で有効利用、準有効利用ができていたものもあれば、内陸受入地に持ち込み処分しているものもある。特に、土質の悪いもの（第4種建設発生土※や^{しゅうんせつ}浚渫土及び浚渫土以外の泥土）は、半数以上が処分されている。

国土交通省では、平成14年度建設副産物実態調査以降、土質別の搬出状況を把握していない。このため、国土交通省は、土質別の利用実態の把握・分析を行い、地方

公共団体に、よりきめ細かに有効利用事例を提示するなど、建設発生土の有効利用を促進するための取組を進めるべきと考える。

※ 建設発生土の性質については、建設業再生資源基準省令及び建設業再生資源利用促進省令で第1種から第4種まで定められており、第4種については、「粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）」とされている。

表 2-10 土質別の搬出状況

(単位：件)

区分		第1種	第2種	第3種	第4種	浚渫土及び 浚渫土以外 の泥土	
有効 利用	売却				1		
	工事間利用	内陸	27	57	28	8	4
		海面	5	4	2		2
	土地改良プラント		1	2	1	1	3
	ストックヤード (再利用)		29	82	43	8	6
	計(a) (a)/(d)		62 (62.6%)	145 (64.2%)	74 (64.3%)	18 (35.3%)	15 (31.9%)
準有 効 利用	採石場、砂利採取跡地 等復旧事業		1	6	4	7	10
	廃棄物最終処分場 (覆土利用)			2		1	1
	計(b) (b)/(d)		1 (1.0%)	8 (3.5%)	4 (3.5%)	8 (15.7%)	11 (23.4%)
内陸 受 入 地	ストックヤード (再利用なし)		8	18	10	3	
	廃棄物最終処分場 (覆土以外)			2	1		3
	土捨場、残土処分場		28	53	26	22	18
	計(c) (c)/(d)		36 (36.4%)	73 (32.3%)	37 (32.2%)	25 (49.0%)	21 (44.7%)
合計(d)		99	226	115	51	47	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()は、土質別の構成比を示す。

3 工事件数は402件であるが、複数の場所に搬出しているため、合計は538件となる。

イ 民間工事における工事間利用

中央環境審議会提言においては、民間事業についても、公共主体と同様の取組を促していくことが必要とされ、また、推進要綱においても、「発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない」とされているものの、国土交通省は、これらについての具体的な要請はしていない。

今回調査した建設発生土を場外に搬出した建設請負業者 10 社の 48 件の工事のうち、工事間利用をしているものは、3 社の 8 件となっており、その内訳は、自社が行う他の工事が 6 件、出入業者からの紹介によるものが 1 件、発注者から要請のあったものが 1 件となっており、工事間利用は限定的であった。

国土交通省は、公共工事と同様に、建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない民間企業も利用できるようにすることにより、建設発生土の工事間利用が促進されるよう努める必要がある。

3 まとめと所見

不適切な建設発生土の埋立て事案に対する地方公共団体の対応をみると、土地の形質変更を規制する法律だけでは、規制の範囲や規制面積が限定的であり、埋め立てられた土砂の撤去等ができないとして、土砂条例を制定して対応している現状にある。

土砂条例で対応した不適切な建設発生土の埋立て事案のうち、約8割を占める無許可の埋立てについてみると、埋め立てられた土砂の撤去がされず、その状態のまま長期化するものがみられた。

また、都道府県域を越えて搬入された事案もみられるなど、地方公共団体ごとの個別の対応だけでは、十分に対応できないケースも生じている。

このように、不適切な建設発生土の埋立てが行われると、埋め立てられた土砂を撤去することが困難となることから、むしろ、それらを未然に防ぐための対応が重要となる。

すなわち、場内の建設発生土の再利用は当然のこと、場外に搬出されるとしても、工事間利用をより拡大していくことが重要であり、その上で、利用ができない建設発生土について、適切に管理することが必要である。

工事間利用の拡大について、地方整備局は、建設予定地の空きスペースや工事現場近くに一時的に建設発生土を仮置きした上で工事間利用を積極的に進めているものの、都道府県、市町村では、工期・土質・土量が合わないとして工事間利用が進んでおらず、これらの調整が可能な一時的な保管場所の確保が課題であるとしている。しかしながら、地方整備局では、工事間利用のために利用可能な一時的な保管場所についての情報の整理・共有などの調整は行っていない。

また、工事間利用を積極的に行っている地方整備局においても、どの土質も有効利用されている反面、土質の悪いものは半数以上が処分されている状況にあるものの、近年、土質別の利用実態の把握を行っていない。

次に、建設発生土の適正管理については、地方整備局では、公共工事において、請負業者の契約の中で、搬出先の指定を行うことにより図っているものの、調査対象市町村の4割は搬出先を指定しない場合があるとしており、うち2市町村は搬出先の確認を行っていない。また、残りの市町村では、発注者として事後、搬出先の写真を求めるなどして搬出結果を確認はしているものの、おおむね搬出に要する費用（運搬費、処分費）の定額支払を採用するなど、搬出の運搬等のコストを業者への支払代金に適切に反映していない。さらに、搬出先の指定の有無を問わず、搬出の状況の確認は区々となっており、統一的な管理ができていない。

民間工事においても、発注者による搬出先の指定率が1割にも満たず、処分費などの費用が支払代金に適切に反映されていない可能性があるほか、発注者が建設発生土の搬出の確認をしていない可能性があるなど、建設発生土の適正な利用や処分について発注者の関与が低い。また、搬出先の確認は建設請負業者が行っているものの、公共工事と同様、その方法は区々となっている。

このように、建設発生土の適正管理を図る仕組みを契約に委ねているために、搬出先が指定されない場合はコストが正確に反映されないことや、そもそも、指定していても確認方法が区々となっており、統一的な建設発生土の適正管理を図る仕組みとなっておらず、また、建設発生土を発生させた発注者の責任も不明確となっている。

(所見)

したがって、国土交通省は、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生を未然に防ぐため、工事間利用などの有効利用を促進するとともに、再利用できずに処分される建設発生土について適切に管理する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 建設発生土の有効利用を進める観点から以下の措置を講ずること。
 - i) 場外に搬出される建設発生土の有効利用のための仕組みである工事間利用を進めるため、各地方整備局に設けられた建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体や民間企業も利用できるようにすること。
 - ii) どのような土質であっても有効利用している例があることから、建設発生土の土質別の利用実態を把握するとともに、有効利用事例を収集し、これらを地方公共団体に提示すること。
- ② 建設発生土の適切な管理の観点から以下の措置を講ずること。
 - i) 契約による搬出先の指定について、公共工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえつつ、適切な費用の負担による適正な処理の観点から、地方公共団体に対し、その徹底を図るよう要請すること。

また、民間工事については建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の趣旨も踏まえつつ、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）」（平成 28 年 7 月国土交通省）の協議事項に建設発生土の取扱いを記述し、発注者と建設請負業者の間で搬出先の指定・確認が行われ、建設発生土の適正な処理や発注者による適切な費用負担が徹底されるよう発注者等に対し要請すること。
 - ii) 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、建設請負業者から発注者への報告を義務付けるとともに、搬出状況、搬出完了後の状況を示す書類について整理を行い、同計画等の報告に合わせて発注者が確認できる仕組みを整備すること。

また、土砂条例担当部局等の指導・監督部局が建設発生土の搬出先等について事前に把握できるよう、同計画の内容について公にすること。

事例表

〈地方公共団体区分〉

区分	事案数	該当事例（事例番号）
都道府県	65	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 15, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 32, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 59, 62, 64, 65, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 77, 86, 88, 90, 93, 94, 95, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 112, 113, 114, 115
市町村	55	8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 17, 18, 30, 31, 33, 34, 35, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 60, 61, 63, 66, 74, 75, 76, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 87, 89, 91, 92, 96, 108, 109, 110, 111, 116, 117, 118, 119, 120

〈被害の発生状況〉

区分	事案数	該当事例（事例番号）
被害あり	45	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 59, 60, 61, 62, 63, 78, 79, 86, 87, 88, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112
被害のおそれ	34	19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 64, 65, 66, 77, 80, 89, 98, 99, 100, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120
被害なし・不明	41	36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 81, 82, 83, 84, 85, 90, 101, 102

〈土砂への混入〉

区分	事案数	該当事例（事例番号）
廃棄物	23	4, 6, 12, 15, 18, 29, 30, 39, 40, 42, 62, 63, 90, 91, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102
うち建設汚泥	3	39, 94, 97
汚染土	8	33, 34, 35, 38, 39, 67, 77, 97

〈区域指定〉

区分	事案数	該当事例（事例番号）
土砂災害（特別）警戒区域	11	20, 27, 33, 63, 65, 66, 68, 72, 78, 98, 119
急傾斜地の崩壊	7	20, 27, 33, 65, 66, 72, 78
土石流	4	63, 68, 98, 119

※ 「区域指定」欄には、土砂災害（特別）警戒区域に該当する場合、その区分を記載。

〈規制の対象となる法令等〉

規制の対象となる法令等	事案数	該当事例（事例番号）
土砂条例	77	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77
無許可埋立て	58	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58
被害あり	18	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18
土砂流出	14	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14
許可条件違反	18	59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76
土壌基準違反	1	77
土地の形質変更を規制する法律	49	1, 2, 3, 4, 5, 8, 12, 13, 14, 19, 23, 25, 26, 30, 32, 33, 36, 41, 42, 43, 44, 45, 48, 52, 55, 58, 60, 67, 68, 69, 71, 72, 74, 75, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92
農地法	26	1, 2, 8, 13, 32, 33, 36, 41, 42, 43, 52, 55, 58, 67, 69, 71, 74, 75, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85
森林法	17	5, 14, 19, 43, 44, 45, 48, 60, 68, 71, 72, 75, 86, 87, 88, 89, 90
砂防法	8	3, 4, 12, 19, 23, 25, 26, 91
宅地造成等規制法	4	30, 86, 87, 92
道路法	2	8, 92
河川法	1	93
廃棄物処理法	23	4, 6, 12, 15, 18, 29, 30, 39, 40, 42, 62, 63, 90, 91, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102
規制する法令なし	18	103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120

（注）本事例表については、地方公共団体の土砂条例担当部局への調査で作成しているため、事実関係（埋立ての目的、規制の承知状況等）については、調査対象の地方公共団体の土砂条例担当部局で把握しているものや、その見解を記載している。

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年		
場所	地目	田、畑、山林、原野	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² （無許可）	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法	
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：7m（最大）		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可埋立て（条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て）		
被害の発生状況	崩落した土砂が川に流入した。		
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、都道府県土砂条例	
	対応状況等	対応状況等	・市町村土砂条例に基づく措置命令 ・都道府県土砂条例に基づく文書勧告及び報告徴収
		告発	あり
		罰金	都道府県土砂条例違反による罰金 100 万円
		行政代執行	あり（河川法）
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に流入した土砂については、都道府県の出先機関が河川法に基づく代執行により撤去済み ・その他の土砂については不適正な埋立て等が続いており、引き続き対応を要する状況にある。 		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	無許可埋立ては面積が小さいうちは市町村土砂条例違反から始まるが、次第に面積が大きくなり、指導が困難になった段階で都道府県に移送されてくるため、対応が難しくなる。		
備考			

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：20,000 m ³ 、高さ：16m (最大)	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可埋立て (条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て)	
被害の発生状況	法面の一部が崩落し、隣接する田に流出。地権者により是正済み	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく報告徴収及び措置命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		措置命令は履行されておらず、引き続き対応を要する状況である。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可埋立ては面積が小さいうちは市町村土砂条例違反から始まるが、次第に面積が大きくなり、指導が困難になった段階で都道府県に移送されてくるため、対応が難しくなる。 ・違反者は条例の罰金の最高額 (100 万円) を超える利益を得ているため、罰則が抑止力として機能しない。また、実害が生じていないと事件化は困難である。 	
備考		

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	単に投棄されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積以上)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法	
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：不明 (不明)、汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可の土砂埋立て (開発行為名目)		
被害の発生状況	平成 28 年、河川に土砂が崩落し、河川が白濁して一時取水できなかった。		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例、砂防法	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年、斜面に流出した区域を含めた埋立て等区域面積を 3,000 m²と確認し、搬入土砂の全量撤去を勧告 平成 29 年、山林に残っている土砂の全量撤去を命令。関係者逮捕 (都道府県土砂条例違反、砂防法・砂防条例違反)。都道府県土砂条例違反容疑は関係者全員不起訴。砂防法違反容疑は起訴され、有罪判決 令和元年、市町村が水道水の取水停止による損害賠償請求を行い、関係者へ賠償命令 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	山林に残っている土砂の全量撤去の履行を指導		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> 崩落前の土砂埋立等面積が 3,000 m²未満であったため、指導が難しかったこと また、市町村土砂条例に基づく対応も、市町村の体制等が脆弱であり、不十分であった。 		

備考

- 把握端緒：住民通報
- 山腹崩壊危険地区

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	・砂防法 ・廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：700 m ² 、体積：不明、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず、陶磁器くず （レンガ、かわら）、廃プラスチック】 （不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（農地造成等名目） 廃棄物の混入	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・南側市町村道へ土砂流入 ・崩落して隣接の高速道路等に土砂が流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、砂防法
	対応状況等	関係機関の指導に従わず、市町村土砂条例、砂防法違反により行為者逮捕
	告発	—
	罰金	平成 30 年、簡易裁判所から略式命令が出され、行為者に罰金刑が科された。
	行政代執行	—
調査日現在の状況	堆積土砂の撤去を指示しているが、現地に変化なし	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者の資金繰りの目途がつかず、現場の状況が改善されない。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・把握端緒：住民通報 ・事例番号 12 と重複事案 	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	原野、山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知の上で、無許可で土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況	盛土の崩壊により直下の池へ土砂が流入	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入中止の指導文書、土砂搬入禁止看板の設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂の搬入は止まっており、植生が入っているため土砂流出の危険性は低い。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	伐採届を提出しており、それで土砂の搬入をしても良いと思っている。 一箇所ではなく、複数箇所で埋立てを行っている。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知の上で、無許可で土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況	直下の市町村道へ土砂が流出	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入中止の指導文書、土砂搬入禁止看板の設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	再三の搬入の中止を指導しているが、従わずに搬入を続けている。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者が全く聞く耳を持たない。警察立会いの下でも法律には従わないと言いつけている。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 申請どおり施工しておらず、許可を取消。その後無許可埋立て 都道府県土砂条例を承知の上で埋立てを行った。 	
被害の発生状況	下流へ土砂が流出	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	防災工事催告文書の発出、都道府県土砂条例許可の取消、土砂搬入禁止看板の設置、再度の許可申請の提出を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂の搬入は行われていない。許可申請を行うよう指導中。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者が指導に応じない。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～令和 2 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 300 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法、道路法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：約 5,000 m ³ 、高さ：約 8m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：搬入あり	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て予定地の隣接地に一時堆積と称して山を作り、本来の埋立てをせず土砂の搬入を続けた。 ・道路への残土の投棄 ・条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て 	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落により隣接水路及び田圃に土砂が流入（行為者により撤去済み） ・道路の通行に支障を来している。 	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、道路法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例を基に搬入停止及び撤去の行政指導（文面 12 回）、撤去命令（文面 1 回）、崩落等防止命令（文面 1 回）、催告（文面 8 回）、告発 ・道路法第 43 条違反による残土の撤去及び原状回復に関する行政指導（文面で 10 回）
	告発	あり
	罰金	50 万円
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署に告発をしており、現在も土砂が堆積している状況である。 ・行為者から撤去を進めたいとの連絡が入るも、着手に至っておらず、引き続き現地の確認等が必要な状況である。 ・道路法第 71 条第 1 項の規定による「原状回復措置命令書」を行為者に発しているが、残土の撤去及び原状回復がなされていない状況である。 	

	是正・解決	未解決
	<p>対応に当たって苦慮した内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の嵩上げ予定地の隣接地の所有者が亡くなっており、明確に所有権を主張できるものがない土地に一時堆積と称して山を作った。 ・行為者は指導も意に介さず土砂搬入を続け、さらに近隣にも土地所有者に無断で又は言いくるめて土砂搬入を行った。 ・警察とも連携し現場パトロールを実施していたが、行為者が職員や指導員の不在時（早朝や夜間）に残土を不法投棄し、対応に苦慮した。
<p>備考</p>		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設工事で使用する建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 300 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・一時堆積した土砂を崩落させ、道路を通行不能とした。また、指導に従わず、撤去等を行わなかった。 ・条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て 	
被害の発生状況	一時堆積地の土砂が崩落し、隣接道路が通行不能となり、奥の田圃の耕作が不能となった。	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に行政指導（文面 3 回）、撤去命令（文面 1 回）、催告（文面 7 回）、告発
	告発	あり
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		警察署に告発をしたものの不起訴処分となった。行為者が撤去作業を実施していたが、怪我など体調の関係から、現在は作業が止まっている状況である。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	撤去指導をするも、資金難や作業の都合上土地権者に了解を得なければならぬ等の理由により実施しなかった。また、事業者と契約解除により全面撤退をしたなどの理由により責任の回避を図った。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	一時的な仮置きとして搬入（処分場へ運搬する予定であった土砂が雨で運搬できなかったために規制規模を超えた）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（対象外：要許可面積未満） 市町村条例：要許可面積 500～2,000 m ² （無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：600 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂条例許可を得ずに、規制規模を超える土砂の埋立てを行った（ストックヤードのため、仮置き）。条例の規制は知らない（市町村の事業者への聞き取り）。	
被害の発生状況	隣接する農業用水路及び駐車場に土砂がこぼれ落ちていた。	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	現地、庁舎内、電話等で継続して行政指導を行い、市町村土砂条例の規制規模未満となるよう是正させた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	継続的な指導の結果、規制規模未満となっている。現在、申請に向け、設計者と協議中である。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	・現場がストックヤードであることから、日々、土砂量や形態が変わるため、定期的な監視が不可欠であった。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・民間工事で搬出した残土とのことだが、事実確認はこれ以上不可能（市町村の事業者への聞き取り） ・指導を継続した結果、令和 2 年度中に許可申請が行われ、同年度中に土砂埋立行為を許可。ストックヤードであり、最終形が存在しな 	

	<p>いことから、許可条件の範囲内であることを定期報告書により確認している。</p>
--	--

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設残土を処分することを目的としたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり【木片、廃プラスチック】 （混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	事前相談の段階で市町村土砂条例について説明済み。市町村土砂条例適用未満の予定であったが、市町村土砂条例適用規模に無許可で拡大した。	
被害の発生状況	法面が崩落して、隣接地の山林・田に流入	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例を基に、①行為者への口頭指導、②現地立入指導、③行為者及び土地所有者に文書通知、④市町村及び保健所、都道府県による指導、⑤行為者に弁明通知書送付、⑥行為者に改善命令、⑦土地所有者に弁明通知書送付、⑧土地所有者に改善命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年から改善命令等を行ったが、撤去の見込みがつかない間に台風で法面が崩れた。安全対策を取るよう土地所有者に指導を行い、一部、改善されているが、引き続き改善に向けて指導を行う状況にある。 土地の所有者の告発も検討したが、起訴まで持ち込めないと判断。改善の指導を続けるしかないとしている。 	
	是正・解決	未解決

<p>対応に当たって苦慮した内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入土は明らかに、廃棄物の混入が見られたが、保健所は、出所が明らかでなく産廃であるとは言いがたいとして、廃棄物処理法での対応がなされなかった。 ・当時の市町村土砂条例では、指導対象は土地の所有者であって、行為者の位置付けについて明確にされていないため、行為者に復旧させる手立てがなく、指導しづらい状況
<p>備考</p>	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年頃～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	・砂防法 ・廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：700 m ² 、体積：不明、高さ：5m	
土砂への混入	<p>廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず、陶磁器くず（レンガ、かわら）、廃プラスチック】（混入なし）</p> <p>汚染土：混入なし</p>	
建設発生土の搬入元	<p>都道府県外：不明、公共工事：搬入のおそれあり</p> <p>ストックヤード：不明</p>	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が混入又はその疑いのある土砂の埋立て等 ・土砂条例に基づく許可を受けないまま、自身が借り受けた土地及びその周辺の約 700 m²に渡って土砂を堆積 	
被害の発生状況	西側市町村道へ土砂流入。また、崩落して北側高速道路敷地内に流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、砂防法、廃棄物処理法
	対応状況等	<p>(土砂条例に基づく対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年当時、「土地賃貸借契約をしている業者が盛土した部分が崩れ、道路が埋まった」との通報。市町村土砂条例未制定のため道路管理担当課が現地確認し、道路への土砂流出を確認。28 年まで、行為者への是正指導を実施し、土地を管理する地元自治会にも経過説明。市町村土砂条例施行後も行為者が新たな土砂搬入及び埋立行為を実施したため、市町村土砂条例に基づき、再度現地確認及び指導。 ・平成 30 年、警察署と合同で現地立入検査と堆積土砂の測量実施。無許可の埋立行為と認定し、現地復元に向けた指導を複数回実施。その後、現地確認 3 回、文書指示 3 回、文書勧告 1 回。 ・令和元年、行為者と面談。敷地内堆積土砂見守り徹底及び資金繰りの目処が付き次第、堆積土砂撤去作業を口頭指示。その後、現地確

		<p>認、文書指示。</p> <p>(砂防法に基づく対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防法に基づく砂防指定地内であることから、平成 30 年に都道府県において、砂防指定地管理規則に基づき、行為の禁止と土砂の除去を指導。以後、数度に渡り同様の指導等を継続。 <p>(廃棄物処理法に基づく対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、現地調査の結果、産業廃棄物混入が認められたとして、平成 30 年、廃棄物処理法に基づく文書指導を行った。
	告発	—
	罰金	平成 30 年に市町村土砂条例及び砂防法違反により行為者が逮捕された。その後に行為者本人が前法令違反を自認したことから、地方検察庁検事の判断による略式起訴にて、簡易裁判所から行為者に罰金刑の略式命令が科された。(市町村土砂条例、都道府県砂防指定地管理条例)
	行政代執行	—
調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・行為者は「資金繰りの目処が立たない」ことを理由に、指導に応じておらず、行政側も有効な手立てが見いだせない状況 ・ただし、都道府県では行為者に対して、毎月 1 回の見回り及びその結果報告書の提出を指導(市町村と情報共有)。しばらく行為者は当該指導に従い、現状写真等を提出していたが、令和 2 年に同行為者から体力的な理由により、異常発生時のみの報告への変更要望があり、それ以降は都道府県及び市町村各々で月 1 回現地確認する方針に変更。埋立法面等の現状に変化等はない模様。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		当該土地は地元住民共有で過去に使用承諾を与えたこともあり、地元からの通報が遅れ、警察経由の通報によって同事案が発覚するまで目立った動きが無く、事実確認を取るのに時間を要した。
備考		事例番号 4 と重複事案

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～30 年	
場所	地目	田、山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	太陽光パネル設置のため	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：都道府県条例の適用による市町村条例の適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：30,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	当該地は、農地法及び同法施行令の規定に基づく許可（農地転用）を受けているが、都道府県土砂条例の埋立許可が行われていない（無許可埋立て）。	
被害の発生状況	当該埋立工事が直接の原因であるかは不明であるが、当該地周辺への水路に土砂が流出し、水路を塞ぐこととなり、公費を用いて土砂を撤去した（当該地周辺において公共工事も実施していたため）。	
事案の対応状況	対応法令等	農地法、都道府県土砂条例
	対応状況等	【農地法】 農地法及び同法施行令に基づく農地転用許可 【都道府県土砂条例】 都道府県土砂条例の許可を受けていない埋立行為 都道府県土砂条例を基に協議及び行政指導、口頭指導数回（10 回以上）、文書指導 1 回 平成 30 年、最初の口頭指導、現場確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	協議を重ねているが、原状回復及び修繕対応がされていない状況が継続中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	・無許可埋立てを確認した際には太陽光パネルを事業者が設置してい	

	<p>なかったが、原状回復を行うよう指導を行っている途上で事業者が太陽光パネルを設置し、より原状復帰を行いつらい状況が続いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は許可が必要であることを知っていたかどうかは不明であるが、農業委員会が農地転用許可の判断を行う際に、都道府県土砂条例の許可が必要であることが見落とされていたことも一因 ・都道府県の土砂条例を所管する部局に今後の対応について相談したところ、都道府県土砂条例に基づく措置命令を行うことも可能であると助言を受けているが、措置命令は現時点で発していない。
備考	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 23 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：約 20,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：不明 (不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> 許可が必要な規模にもかかわらず、無許可で土砂埋立て行為を実施 事業者は許可が必要であることを知りながら埋立て行為を実施 	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 地元からの苦情。下流域への土砂の流出等 森林等で 1ha 超の大規模な造成を行う場合、裸地となるため排水等防災工事を先行して適切に行う必要があるが、当該事案は、これらの工事を実施していないことにより、土砂が側溝等に流出した。 	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、都道府県土砂条例
	対応状況等	土砂の搬入停止及び今後の計画等が分かるよう書面で提出について行政指導 (口頭で複数回、文書で 4 回)。その後、森林法に係る復旧命令及び都道府県土砂条例の規定による措置命令処分
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	当該違反地において、売買及び競売により別事業者が土地を所有することとなった。森林法に係る復旧命令に伴い、新たな土地所有者から平成 30 年に提出された「森林復旧工事計画書」に基づき是正工事が完了され、違法状態が解消された。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> 口頭指導及び文書指導については効果がなく、協議開始 (事業者が是正工事計画書を提出する) までに苦慮し時間を要した。 口頭指導数回、文書指導 4 回 (行為者)、文書指導 2 回 (引継者)、 	

	行政処分（措置命令）に伴う行為者への督促 5 回
備考	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～29 年	
場所	地目	田、宅地、原野、雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの（都道府県の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：800 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず、陶磁器くず（タイルくず）】（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例の許可を得ずに埋立て ・スレートを含む建設系産業廃棄物を放置 ・条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	道路が汚れている。	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づく行政指導（口頭で複数回） ・都道府県土砂条例に基づく行政指導（報告徴収（書面）で2回、口頭で複数回） ・土砂に加えて産業廃棄物が投棄されていたことから、都道府県土砂条例と廃棄物処理法の指導を併せて実施している。 ・平成 28 年当初の埋立面積は 980 m²であったため、市町村土砂条例の規制対象であった。その後、平成 29 年の埋立てにより、1,000 m²となったため、都道府県土砂条例の規制対象となり、都道府県が行政指導を行った。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者自身で、搬入した産業廃棄物の一部を令和元年に撤去。現在、 	

調査日現在の状況		産業廃棄物はほぼ撤去されている。 ・令和2年に土砂の一部を撤去
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		行為者と電話連絡ができない。
備考		事例番号18と重複事案

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	土地造成が目的	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 、体積：2,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし)、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県土砂条例の許可を得ずに埋立て ・ 条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	財産被害 (土地所有者への事前説明時の土砂を大幅に超える土砂の搬入)	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく行政指導 (口頭で 1 回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		許可規模 (1,000 m ²) 未滿に土砂を集積後、事業を中止した。
	是正・解決	平成 29 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～	
場所	地目	宅地
	区域指定	—
埋立て等の目的	ストックヤードとしての事業活動	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：600 m ² (最大時)、体積：600～3,000 m ³ 、高さ：1～5m	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	他人の土地を借り受けて土砂の仮置場 (ストックヤード) を設置・運営する事業者が、市町村土砂条例で定める要許可面積を超える土砂の堆積を繰り返している。	
被害の発生状況	周辺住民から作業 (特に夜間) に伴う騒音・振動・粉じんについて苦情が寄せられている。	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年頃、周辺住民から「ストックヤードに夜間に土砂が搬入され、騒音・振動・粉じんに悩まされている」との苦情を受け、現地確認及び行為者への指導に着手 指導当初において、行為者は市町村土砂条例の規制内容を知らなかった。 市町村土砂条例に基づき土砂撤去等を文書指導 2 回 現地パトロール 19 回 行為者への面談指導 5 回 行為者同行による現地立入検査 3 回
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> 土砂撤去・適切な管理を継続的に指導中 行為者は文書指導を受け、今後の是正に向け、土砂搬入量が条例で定める要許可面積以内に収まるよう管理することを約束している。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・並行して市町村土砂条例の許可を得るよう指導を行っているが、住民説明会の開催等の手続が煩雑なことから消極的である。
是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	許可を要する規模を超えていても、土砂崩落により人の生命や財産等に明確な被害、影響を与える状況ではないため、刑事告発での立件を前提とした勧告まではできず、度重なる指導をしても行為者は違反を繰り返し、長期化している。
備考	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～29 年	
場所	地目	宅地、雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの（都道府県の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：5～6m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【陶磁器くず（タイルくず）】 (不明) 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂条例の許可を得ずに埋立て	
被害の発生状況	道路が汚れている。	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年、土砂の搬入開始。条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等 平成 29 年、土砂の搬入。産業廃棄物を含む。 市町村土砂条例に基づき、行為者であろう者に事情聴取実施。行政指導（文書で複数回、口頭で複数回） 令和 2 年、現在の埋立面積は 1,000 m²以上。都道府県の指導により、産業廃棄物は撤去。平成 29 年に搬入された土砂は、産業廃棄物を撤去した事業者に対して、都道府県が搬出するよう指導中（一部は搬出済み）。平成 28 年に搬入された土砂は、都道府県が指導中の土砂が搬出されない限り搬出できない場所にあることから、適正に保管するよう指導中
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—

調査日現在の状況		不適正な埋立て土砂が存続しており、引き続き対応を要する状況にある。隣接地の不適正処理地も含めて対応中。道路側の一部を搬出済み。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		<ul style="list-style-type: none"> ・行為者であろう者に、事情を聴取しても、「建設残土は搬入していない」と行為を認めようとせず、行為者が特定できない。 ・行為者であろう者に連絡がとれないことがある。 ・敷地の所有者も、勝手に土砂が置かれたと主張するのみである。
備考		事例番号 15 と重複事案

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 22 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～(無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積以上)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法、森林法
埋立て等の規模	面積：60,000 m ² 、体積：不明、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物(うち建設汚泥)：不明(不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容(規制の承知状況)	無許可の土砂埋立て(残土処分名目)	
被害の発生状況	崩落して隣接道路、農地等に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例、森林法
	対応状況等	(都道府県土砂条例) 平成 27 年、土砂搬入行為の中止勧告。勧告後も搬入行為を継続したため、平成 28 年、土砂搬入禁止区域に指定 (森林法) 無許可の土地の形質変更をし、行政指導に従わず、平成 25 年に中止命令、平成 26 年に復旧命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立て等が是正されておらず、引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	土地の形質変更が疑われるが、行為者が立入りを拒んでいるため、現況の把握が容易でないこと。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・把握端緒：都道府県のパトロール ・行為者は土砂搬入禁止区域指定の処分を不服として都道府県に、処分の取消等の訴えや執行停止を申立て。執行停止の申立てが却下さ 	

	<p>れた後、行為者から現地の是正について期日外で協議したい旨の申出があり、現在、裁判所の関与の下、協議を継続</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模盛土造成地（谷埋め型）
--	---

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	他工事に利用されるものとして一時的な仮置きとして搬入されたもの（土砂の一時堆積名目）	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：10m以上	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（土砂の一時堆積名目）	
被害の発生状況	崩落して下方の住宅地に土砂が流入するおそれがあった。	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	平成 28 年、行為者に土砂の全量撤去を勧告。勧告後も撤去が進まないため、搬入土砂の全量撤去を命令
	告発	平成 29 年（⇒平成 30 年不起訴処分）
	罰金	—
	行政代執行	平成 29 年、行政代執行による搬入土砂の全量撤去工事着手 ⇒行為者に行政代執行による撤去費用を請求中
調査日現在の状況		土砂条例技術基準に適合する高さである 5m まで土砂を撤去
	是正・解決	平成 29 年
対応に当たって苦慮した内容	危険度が高いと判断し、行政代執行により土砂の撤去に踏み切ったこと。	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～令和元年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：10m以上	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（ソーラーパネル設置名目）	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	平成 28 年、搬入土砂の全量撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		令和元年、是正指導完了
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	他工事に利用されるものとして一時的な仮置きとして搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (施行前)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 、体積：不明、高さ：10m		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て(土砂の一時堆積名目)		
被害の発生状況	崩落して隣接道路等に土砂が流入するおそれあり		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例	
	対応状況等	対応状況等	平成 29 年、搬入土砂の全量撤去を勧告。その後、搬入土砂の全量撤去を命令
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況		土砂搬入は止まっているが、撤去の命令については履行されていない。	
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	平成 30 年に土砂の撤去に着手するものの、その後は進まない。		
備考	把握端緒：都道府県のパトロール		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	他工事に利用されるものとして一時的な仮置きとして搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：6,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（土砂の一時堆積）	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入土砂の全量撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		平成 30 年、是正指導完了
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² ※3,000 m ² 未満になるまでは都道府県条例で対応
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：7m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て(太陽光発電名目)	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例の許可対象未満の面積（市町村土砂条例許可の面積）になるまで土砂撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		平成 30 年、是正指導完了
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	当初、土砂の全量撤去を指導していたが、市町村との協議で都道府県土砂条例の許可対象未満の面積になるまで土砂撤去するよう方針転換したこと。	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積超)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法
埋立て等の規模	面積：6,000 m ² 、体積：20,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（農地造成名目）	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例、砂防法
	対応状況等	平成 30 年、砂防法の許可範囲まで搬入土砂を撤去するよう勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		急斜面の是正を理由に新たな土砂を搬入したため、指導中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者が亡くなり、土地所有者が変わったこと（都道府県土砂条例上、行為者に係る継承規定なし）。	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積以上)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：不明 (不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可の土砂埋立て (ハウス栽培用農地造成名目)	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	平成 30 年、搬入土砂の全量撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂搬入は停止。全量撤去の計画書は未提出	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	都道府県土砂条例違反の是正を進めるよう指導したが、行為者が争う姿勢を見せていること (現在まで連絡等なし)。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・把握端緒：住民通報 ・山腹崩壊危険地区 	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² （対象外：要許可面積以上）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：8m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（開発行為名目）	
被害の発生状況	崩落して隣接道路に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	令和元年、搬入停止・撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て等が是正されておらず、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	撤去先が見つからないとの理由で是正が進まないこと。	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村土砂条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積超)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：不明 (不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可の土砂埋立て (農地造成名目)	
被害の発生状況	崩落して隣接地や農業用水へ流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	土砂の全量撤去を前提に、災害防止措置の行政指導を実施
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		土砂搬入は停止。災害防止措置を指導している。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者による是正が進まない中、土地所有者が行為者から別の者に移ったこと。	
備考	把握端緒：住民通報	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～29 年	
場所	地目	原野、公衆用道路、山林、畑、田
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず】（混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物混じり土の埋立て ・ 条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、言わば確信犯的に埋立て 	
被害の発生状況	廃棄物、土砂等の流出のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づく搬入・埋立て停止、廃棄物・土砂撤去、状況報告等の行政指導（口頭で4回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による廃棄物の撤去が完了。1,000 m ² 未満となるように土砂も撤去され、許可対象未満の規模となった。	
	是正・解決	平成 29 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～2年		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（無許可）	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	宅地造成等規制法、廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：500 m ² 以上、体積：不明、高さ：3m		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず】（混入の疑いあり） 汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例の許可を得ずに埋立て ・宅地造成等規制法による手続を行わずに造成 ・市町村土砂条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、言わば確信犯的に埋立て等が行われている。 		
被害の発生状況	隣接住民敷地に土砂が混入するおそれ		
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例に基づく状況報告依頼の行政指導（口頭で複数回） ・埋め立てられた敷地は、宅地造成等規制区域内であるため、仮に宅地に造成するのであれば、宅地造成等規制法に基づく届出書を提出することとなる。本事案について、当初、届出書の事前協議による対応を検討していたが、宅地となるか判然としなかったため、宅地造成等規制法ではなく、市町村土砂条例の適用を検討することとなった。 ・その後、産業廃棄物が不法投棄されていることが分かり、現在は、その件に関して警察で係争準備中であるため、市町村土砂条例に基づく指導は一旦、止めている。 ・産業廃棄物が搬出された後、市町村土砂条例に基づく指導を再び始める予定である。 	
		告発	—
		罰金	—

		行政代執行	—
調査日現在の状況			産業廃棄物が混じっているため、対応中。引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容			行為者を特定するのに時間（1週間程度）がかかった。
備考			

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 23 年～30 年	
場所	地目	ため池、山林、池沼
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの ・搬入先の土地造成のための搬入されたもの 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：不明、高さ：約 5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を得ずに建設残土を搬入 ・市町村土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	崩落し土砂が流れるおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例に基づき停止・撤去の行政指導（口頭で十数回、文書で 2 回） ・本事例は、都道府県土砂条例及び市町村土砂条例の両方の対象事案であったことから、事案の対応については、常時連携して対応していた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者（建設会社）による安全対策工事がとられ、経過観察とした。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対し、行為者の理解を得られるのに時間を要した。 ・立入検査や口頭指導に当たっては警察職員が応援に来ているが、行為者が相手を見て対応を変えるため、職員のみで対応していた場合さらに対応が困難となっていたと考えられる。 	

備考	
----	--

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	土地造成が目的	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：不明、高さ：1m	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし)、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県土砂条例の許可を得ずに埋立て ・ 条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、言わば確信犯的に埋立て 	
被害の発生状況	土砂等の流出のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく事業停止、改善計画書提出、盛土高さ低減、参考資料提出等の行政指導 (口頭で 4 回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		行為者が盛土高さを 1m 以下に低減し、許可対象規模未満となった。
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	一時期、行為者等と連絡が取れない状況になった。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～28 年	
場所	地目	田、山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：混入あり（水素イオン濃度）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可	
被害の発生状況	水素イオン濃度基準値超過による周辺への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に是正計画書の提出・撤去の行政指導（文面で 3 回）及び撤去の措置命令（文書で 1 回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	是正計画書が提出されるも、計画通り実施されず。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：混入あり（ふっ素、水素イオン濃度）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可	
被害の発生状況	ふっ素・水素イオン濃度基準値超過による周辺への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に停止・是正計画書の提出・撤去の行政指導（文面で3回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者へ連絡を取ることが不可能な状態である。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：3,000 m ³ 、高さ：8m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：混入あり（水素イオン濃度）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可	
被害の発生状況	水素イオン濃度基準値超過による周辺への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に是正計画書の提出・撤去の行政指導（文面で2回）及び撤去の措置命令（文書で1回）、措置命令違反による告発
	告発	あり
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	市町村としてできることをしたが、現場は是正されない。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	田、山林、原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：10m (最大)	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可埋立て (条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て)	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村土砂条例に基づく措置命令 都道府県土砂条例に基づく文書勧告及び報告徴収
	告発	あり
	罰金	都道府県土砂条例違反による罰金 100 万円
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て等が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	無許可埋立ては面積が小さいうちは市町村土砂条例違反から始まるが、次第に面積が大きくなり、指導が困難になった段階で都道府県に移送されてくるため、対応が難しくなる。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	雑種地、原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土処分を目的に投棄	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可を取得することなく土砂が搬入されている。土砂条例不承知	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく報告徴収を実施
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立てが行われた状態であり、引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者が体調不良で連絡が取れなくなったり、土地が他者に販売されたりして対応に苦慮した。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年	
場所	地目	不明
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事で使用する建設資材として搬入され、その後投棄に移行 ・実際に当初は資材として土砂が搬入されていたが（鳥獣被害防止のための土砂搬入）土砂の搬入量が多くなり、投棄する流れになった。 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 300 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：約 20,000 m ³ 、高さ：約 10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：混入あり（砒素）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可を取得することなく土砂が搬入されている。土砂条例不承知	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	許可取得に向け指導中
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立てが行われた状態であり、引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	許可申請前に違法状態を改善するよう、土砂の撤去が必要であるため時間を要した。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの（都道府県の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：60,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入あり） 汚染土：混入あり（砒素）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：不明、ストックヤード：搬入あり	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県土砂条例の許可を得ずに埋立て ・建設汚泥が混じった土砂を投棄 ・条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的に埋立て 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	埋め立てられていた土砂等の約 90%は改良土及び砂礫である。土砂等の性状等を分析し、改良土及び砂礫（一部）について、「廃棄物」（建設汚泥）であると判断したため、廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づく行政指導（報告徴収（書面）で 3 回、口頭で複数回）を行った。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		行為者自身で搬入した土砂を平成 31 年から撤去。令和 2 年、原状回復
	是正・解決	令和 2 年
対応に当たって苦慮した内容	搬入した土砂は無機汚泥を処理した改良土。平成 30 年、分析結果で砒素が環境基準を超過	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	不明
	区域指定	—
埋立て等の目的	太陽光パネル設置のための造成工事	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 体積：3,000 m ³ 高さ：1m	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入あり【がれき類、金属くず】(不明) 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の不法投棄及び都道府県土砂条例の許可を得ずに埋立て ・ 条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づき撤去計画を指示。行政指導 (口頭で複数回)
	告発	地元住民の告発により、行為者は、廃棄物処理法及び都道府県土砂条例違反で平成 29 年に逮捕
	罰金	罰則が適用されているのかは確認できていない。
	行政代執行	—
調査日現在の状況		開発業者 (土地所有者) が工事業者 (行為者) に対して訴訟し、勝訴したが、工事業者が撤去費用の支払いや撤去作業を行わず、現場はそのままとなっている。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	開発業者 (土地所有者) と工事業者 (行為者) が異なり、事件や民事訴訟となったことから、しばらく現場指導できない状況となった。今後は指導を再開する予定である。	
備考	開発業者と行為者で係争中	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	土地造成	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：1m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請中の土砂搬入 ・ 都道府県土砂条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、言わば確信犯的に埋立て 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づき土砂の搬入停止。行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	許可前に搬入した土砂の性状及び量を報告させた後、許可を交付して計画どおり施行は終了した。	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	許可の審査に当たって現地を確認したところ、既に搬入されていた。	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 17 年（廃棄物の投棄は平成 30 年）～令和元年	
場所	地目	山林、畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的として自社が保有する土地に土砂等を埋め立てたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法、廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：4,000 m ³ 、高さ：3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類、木くず】（混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 事業者自身が保有する土地に都道府県土砂条例の特定事業許可の必要な面積を超えて土砂が搬入された。搬入された土砂には木くず等の廃棄物が混入していた。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年、匿名の通報があり、事業者に対して立入検査を行ったことで発覚 廃棄物処理法に基づく報告徴収通知
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	事業者による撤去・原状回復がなされ、解決	
	是正・解決	令和 2 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：都道府県条例の適用による市町村条例の適用除外	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律	
埋立て等の規模	面積：9,900 m ² 、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし		
不適切の内容（規制の承知状況）	条例等を承知の上で、無許可で林地開発・土砂埋立てを行った。		
被害の発生状況	—		
事案の対応状況	対応法令等	森林法、農地法、農振法	
	対応状況等	林地開発については一度実測による書面を提出させ、基準面積以下（1ha）であることを確認したが、現地確認や航空写真等から面積を拡張している状況がうかがわれた。このため、事業者に区域拡大の事実について確認したところ、1ha は超えていないと主張し、開発区域拡大を否認している。	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況		農地法・農振法は違反状態であるため、関係各所合同での現地確認を行った。	
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者は区域拡大については認めていない。 ・また、農地法・農振法は明らかな違法状態であり、主体的な指導を行っているが、許認可に結び付いていない。 ・山間部での開発面積の正確な把握が困難なため、対応に苦慮している。 		
備考			

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期		平成 27 年～
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的		処分を目的に土砂処分場に搬入
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模		面積：70,000 m ² 、体積：400,000 m ³ 、高さ：不明
土砂への混入		廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり（不明） 汚染土：混入なし
建設発生土の搬入元		都道府県外：不明、ストックヤード：搬入なし
不適切の内容（規制の承知状況）		申請どおり施工していない。
被害の発生状況		—
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	措置命令（調整池の浚渫）、搬入禁止命令及び禁止看板の設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		措置命令が履行されていないため、土砂搬入禁止命令を継続中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		隣接地における市町村等との協定に基づく改善工事を行っているとは主張
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知の上で、無許可で林地開発・土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入中止の指導文書、土砂搬入禁止看板の設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		土砂の搬入は行われていない。変更許可申請が提出されたが、補正指示の書類が未提出
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	再三の指導に対し、反応が非常に鈍い。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：6,000 m ² 、体積：40,000 m ³ 、高さ：35m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知の上で、無許可で土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例許可申請の提出指導（指導済）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	条例許可後、申請内容に従って施工している。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期		平成 30 年
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的		不明
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模		面積：1,000 m ² 、体積：約 2,000 m ³ 、高さ：2m
土砂への混入		廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明
建設発生土の搬入元		都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明
不適切の内容（規制の承知状況）		無許可
被害の発生状況		—
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	口頭指導のみ
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による撤去・原状回復がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容		—
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～2年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可	
被害の発生状況	不明	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に是正計画書の提出・撤去の行政指導（文面で3回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	現場が終了しており、無許可で搬入した土砂の区域について明確には把握できていない。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設事業者が処分場へ持って行く残土を一時的に仮置きするため	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：約 900 m ² 、体積：約 2,000 m ³ 、高さ：約 2m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	市町村土砂条例に基づく許可を受けずに、許可が必要な規模の土砂等の埋立て等を行っていた。事業者からの聞き取りによれば、条例の規制を知らなかったとのこと。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例に基づき違反状態の是正をするよう行政指導を行った（口頭：複数回、文書：1回）。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による是正（規制規模未満まで土砂を撤去）がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	平成 29 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土を一時的に仮置きするため	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：約 1,000 m ² 、体積：約 4,000 m ³ 、高さ：約 4m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	市町村土砂条例に基づく許可を受けずに、許可が必要な規模の土砂等の埋立て等を行っていた。事業者からの聞き取りによれば、条例の規制を知らなかったとのこと。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例に基づき違反状態の是正をするよう行政指導を行った (口頭：複数回、文書：1回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による是正（規制規模未満まで土砂を撤去）がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	住宅に近い場所での不適正事例	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～2年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土を処分するため（土砂処分場という位置付けではないが、不要な残土を埋立てに使用するため搬入）	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：約 1,000 m ² 、体積：約 2,000 m ³ 、高さ：約 2m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	市町村土砂条例に基づく許可を受けずに、許可が必要な規模の土砂等の埋立て等を行っていた。事業者からの聞き取りによれば、条例の規制を知らなかったとのこと。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例に基づき違反状態の是正をするよう行政指導を行った（口頭：複数回）。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による是正（規制規模未満まで土砂を撤去）がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	令和2年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの ※事業者は、残土ビジネスを目的とし処分費をもらい建設発生土を受入れ、建設発生土を他人の土地に投棄した事案	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：10m未満	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	条例の定める構造・安全基準が守られていない(法面勾配違反)。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土地の埋立て等の規制に関する条例を基に停止・撤去の行政指導（口頭で逐一）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	関係各課等と現場にて指導し、条例の技術基準に適合する形で、是正完了した（農地法違反は継続）。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該土地は、過去にも手続を経ず、別の事業者が違法に土砂搬入されている。当時の事業者に対し、再三にわたる口頭指導したが、応じなかったため、停止命令文書、原状回復及び告発を行ったが、原状回復されないままであった。 ・今回の事業者は、更に盛土をしている。 ・このような経過から、二重の違反が行われた現場であるため、今回の事業者が違反した土砂の範囲等の確認が困難であった。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事業者が何度か当該市町村の指導を受けており、是正対応に慣れてしまっている。 ・人気の少ない場所を狙い不法投棄が行われており、通報等がない限り、発覚されにくい。 ・市町村外からの土砂搬入が多く、搬入元において適法適正に手続が行われているのか判断が困難である。 ・市町村の農地法の手続等の窓口は農業委員会であるが、許可権者は都道府県であり、都道府県の出先機関が市町村外にあることなどから、事業者への指導等を行う際の連携等が困難であった。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年停止命令、平成 11 年告発、逮捕、勧告 ・土地 4 筆のうち 3 筆（80～85％）は、他人の土地。土地所有者に無断で投棄

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの ※事業者は、残土ビジネスを目的とし処分費をもらい建設発生土を受入れ、建設発生土を自己所有地に投棄した事案	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：600 m ² 程度、体積：不明、高さ：4m程度	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	条例の定める構造・安全基準が守られていない。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例を基に停止・撤去の行政指導（口頭で逐一）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	安全上支障がないため、経過観察をしている。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・再三の土砂撤去の指導に対し、搬出する旨の回答があるが、一向に対応する様子がない。 ・同一事業者が何度か当該市町村の指導を受けており、是正対応に慣れてしまっている。 ・人気の少ない場所を狙い不法投棄が行われており、通報等がない限り、発覚されにくい。 ・市町村外からの土砂搬入が多く、搬入元において適法適正に手続が行われているのか判断が困難である。 	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入(新設された資材置場について、土地の勾配がついており使い勝手が悪かったため、平らにするために土砂を搬入)	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～(無許可) 市町村条例：500～2,000 m ² (対象外：要許可面積以上) ※まちづくり条例で対応
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：2m	
土砂への混入	廃棄物(うち建設汚泥)：混入なし(混入なし) 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容(規制の承知状況)	都道府県土砂条例の規制を知らず、許可を得ずに土砂の埋立てを行った。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	現地、庁舎内、電話等で継続して行政指導を行い、都道府県土砂条例の規制規模未満となるよう是正させた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	都道府県の出先機関と共同で継続的な指導を行い、都道府県土砂条例の規制規模未満に是正させるとともに、まちづくり条例の手続を取らせ、同条例の中での造成行為とした。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	都道府県の土砂条例に係る事案であるが、まちづくり条例で手続中の事案であったため市町村で把握していた。	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	資材置き場の土の入替え	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：1m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<p>・ 条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われているもの</p> <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年、土地の購入。土壌が軟弱であることが判明し、土砂の搬入を業者に依頼 ・ 平成 31 年、土砂条例に係る申請をせずに土砂の搬入を開始（盛土）。農地転用については許可済み ・ 令和元年、農業委員会から市町村に連絡があり、事案が発覚。農業委員会と市町村による現地確認。同日現場に事業者も来ており、事情聴取をして指導を開始。申請書提出、同日許可 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例を基に、無許可で行われた事業に対して行政指導を行い、申請書の提出を求めた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	資材置き場	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	事業完了後に埋立ての許可が必要であると発覚した事案は珍しく、事後申請手続を決めるのに時間を要した。	

備考	
----	--

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～28 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	太陽光パネルの設置	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～ ※敷地内の土砂の移動のため、都道府県条例の許可を要しないもの。 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：100,000 m ² 、体積：50,000 m ³ 、高さ：18m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例の許可を得ずに埋立て ・市町村土砂条例により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て。 	
被害の発生状況	不明	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年、土砂の搬入（当時、都道府県及び市町村の土砂条例は未制定）。敷地は谷間の土地。 ・平成 27 年、敷地内で土砂の移動（造成開始）。同一敷地内の土砂の移動による埋立てのため、都道府県土砂条例は規制の対象外。造成事業は、太陽光パネル設置のため。 ・平成 28 年、土砂の搬入終了。市町村土砂条例に基づき、行為内容の報告、対応方法（土砂の搬出又は安全対策の工事）の指示。行政指導（口頭及び文書で複数回）。その後、許可相当内容による措置により解決し、安全対策の報告も完了。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	許可相当内容による措置により解決した状況にある。なお、後付けで許可は与えない。	
	是正・解決	平成 28 年

対応に当たって苦慮した内容	—
備考	

機関	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年		
場所	地目	原野、宅地	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	敷地内の土砂移動		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～ ※敷地内の土砂の移動のため、都道府県条例の許可を要しないもの 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（無許可）	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：2,000 m ³ 、高さ：2m		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし） 汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例の許可を得ずに埋立て ・市町村土砂条例により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等 		
被害の発生状況	—		
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例に基づき、埋立て等報告書により許可相当内容にて行政指導（口頭で複数回） ・平成 30 年 敷地内で土砂を移動。敷地内の移動のため、都道府県の土砂条例は規制の対象外。安全対策の報告完了 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	許可相当内容による措置により解決した状況にある。なお、後付けで許可は与えない。		
	是正・解決	平成 30 年	
対応に当たって苦慮した内容	不明		
備考			

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの ・ 搬入先の土地造成のための搬入されたもの 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：2～3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を得ず、建設残土を搬入 ・ 市町村土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例を基に停止・撤去の行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		建設残土については、行為者による搬出がなされ、解決した状況にある。
	是正・解決	平成 28 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	池沼
	区域指定	—
埋立て等の目的	池の埋立てをし、埋立てを行った土地において太陽光発電を行う。	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積超)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積 5,000 m ² 、体積：40,000 m ³ 、高さ：3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可変更（許可以上の規模（高さ）の埋立て等による区域の構造変更） ・境界未表示 ・現在の土地所有者は当該事案が問題になってから土地を購入。許可延長後、一気に土砂の搬入が行われ、3mに積み上げられた。埋立てを行った事業者（許可を受けた者が委託した業者）が故意に行ったものであるが、許可を受けた者が十分な現場管理を行っていなかったことも要因であると考える。 	
被害の発生状況	土砂の流出、排水不良による二次被害はなく、軽微な被害	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・許可以上の規模（高さ）の埋立て等は無許可で行ったため、無許可で搬入した土砂の撤去等の行政指導（文書で十数回、うち勧告 1 回） ・違反事実の特定及び施工の際の管理状況の確認のため、条例の規定に則り報告徴収（3 回） ・計 17 回の指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・許可した構造（高さ約 1m）に対して、最大 3mの高さまで土砂が埋め立てられた。その後、無許可変更にあたる搬入土砂の約 7 割が撤去されたため、現在は高いところでは 1.5mとなっている。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、残った土砂の撤去指導、構造基準の適合を継続中
是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間で土砂が積み上げられたため、違反状態を把握するまでに時間を要した。 ・事業者に対して是正を指導してきたが、長期間にわたり指導に従わなかった。
備考	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	山林、公衆用道路、水路
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土を処分するため（土砂処分場という位置付けではないが、不要な残土を埋立てに使用するため搬入）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² （既許可部分）、体積：300,000 m ³ （既許可部分） 高さ：56m（既許可部分） ※谷へ土砂を搬入した事案であり谷底から高さを計算している。	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可した規模を超える土量が搬入され、安全基準を満たさない不適切な構造で埋立てされていた。	
被害の発生状況	台風などの大雨時に事業地内で小規模な崩落が発生	
事案の対応状況	対応法令等	森林法
	対応状況等	変更許可申請書の提出について文書指示（1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	変更許可申請書の提出を指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	建設残土を扱う事業者は、昔ながらの土建屋気質の場合が多く、条例による許可制度について説明をしても、なかなか理解されない。	
備考	現在は、市町村土砂条例の適用による都道府県土砂条例の適用除外を受けるが、本事案については、都道府県土砂条例と市町村土砂条例の両方の許可を取得している。	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 22 年～令和元年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積：500 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 体積：40,000 m ³ 高さ：40m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可条件違反（区域逸脱・申請内容のとおり施工されていない等）	
被害の発生状況	地元から、「大雨に伴い、埋立地から土砂が流れてきて水路が詰まった。」等下流域への土砂の流出あり、との苦情	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	土砂の搬入停止及び今後の計画等が分かるよう書面で提出について行政指導（口頭で複数回、文書で4回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年、是正計画書の提出あり 令和元年、是正計画に係る工事の完了確認。違法状態解消
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	口頭指導及び文書指導については効果がなく、一方的に事業者に対する指導を実施する状況にあり、事業者が是正計画書等の提出に応じるまで（協議開始）に苦慮し時間を要した。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：3,000 m ³ 、高さ：2m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【木くず、がれき類】（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂に廃棄物が混入、許可区域外の埋立て	
被害の発生状況	許可区域外に埋め立てられている。	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づく改善の行政指導(口頭で1回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による改善がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 23 年～	
場所	地目	山林、原野
	区域指定	土砂災害警戒区域（土石流）
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：9,000 m ³ 、高さ：16m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可条件違反 （区域逸脱・予定搬入土量を大幅に超えた土砂搬入・申請内容のとおり施工されていない等）	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からの苦情（区域の逸脱や粉じん等産廃搬入に係る通報） ・都道府県の所管課及び警察と同行。撤去指導実施 	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	土砂の搬入停止及び今後の計画等が分かるよう書面で提出について行政指導（口頭で複数回、文書で2回）
	告発	－
	罰金	－
調査日現在の状況	行政代執行	－
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	口頭指導及び文書指導については効果が無く、協議開始までに苦慮し時間を要した。	

備考	
----	--

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：7,000 m ² 、体積：4,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可内容と異なる構造となっており、許可基準の適合性が確認できない。	
被害の発生状況	土砂の流出のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく許可基準に適合していることが確認できるまで新たな土砂の搬入停止の行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	新たな土砂の搬入がなく、区域内の一部の土砂を撤去したことにより、崩落のおそれは低減した。構造変更に係る手続を行うよう指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	原野、山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～（許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：7,000 m ² 、体積：30,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂埋立てに係る構造基準が守られていない。	
被害の発生状況	敷地外に崩落のおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく改善の行政指導（口頭で 1 回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	構造基準に合致するように改善がなされ、土砂の崩落のおそれはなくなった。	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	宅地、山林、畑
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	森林改良 ※森林を整備し、近隣住民の憩いの場や避難所として利用する。	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（許可）
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：50,000 m ³ 、高さ：21m程度	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可外の土砂（改良土）が搬入された。	
被害の発生状況	当該地盛土下端側に蛍等の生息地があるため、生態系に影響が出るおそれがあったが、実被害はなし	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	平成 31 年、市町村土砂条例を基に停止の行政指導（口頭）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	是正指導により、区域内の水質検査（月 1 回）、許可外の土砂については土質検査を行い、環境基準値以下であることを確認したため、是正完了とした。	
	是正・解決	平成 31 年
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地付近は、市町村内でも有数の自然に囲まれた場所にあり、多くの貴重な生物が生息しているため、この生態系に影響を及ぼさないよう土質・水質検査や造成計画について慎重に指導する必要があった。 ・市町村外の搬入元が多く、この土砂が適法適正に手続が行われているのか判断が難しい。 	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～27 年	
場所	地目	田、畑、山林、原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	資材置場	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (—) ※3,000 m ² 超のため、都道府県条例で対応
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：10,000(区域外 4,000) m ² 、体積：100,000(土量超過 70,000) m ³ 高さ：14m (最大)	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし) 汚染土：混入あり (ふっ素)	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準超過 (汚染土壌：ふっ素) ・許可土量超過 (70,000 m³) 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく文書勧告、報告徴収及び措置命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	措置命令は履行されておらず、引き続き対応を要する状況である。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	違反者は条例の罰金の最高額 (100 万円) を超える利益を得ているため、罰則が抑止力として機能しない。また、実害が生じていないと事件化は困難である。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	許可地：山林、墓地、拡大部分：山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（土石流）
埋立て等の目的	発生土処分場における許可以上の埋立て	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（－）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² （拡大面積約 6,000 m ² ） 体積：100,000 m ³ （土量超過約 3,000 m ³ ） 高さ：3m以下	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可以上の規模（面積）の埋立て ・許可を受けた者が無断で埋立地を拡大した事案 	
被害の発生状況	直ちに崩落するおそれなし	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例を基に撤去の行政指導（口頭で 10 回以上、文面で 4 回）、行政処分（措置命令 1 回）を実施 ・森林法を基に行政指導（口頭で 10 回以上、文面で 4 回）、行政処分（復旧命令 1 回）を実施
	告発	－
	罰金	－
	行政代執行	－
調査日現在の状況	令和元年に処理計画の提出、区域外土砂の除去、現地復旧の命令。これを受け、処理計画書が提出され、令和 2 年に区域外土砂の撤去を完了	
	是正・解決	令和 2 年
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、山林の斜面を伐採し、切り盛りしているため、外からどの程度の土砂を搬入しているのかを確認することが困難であり、図面の作成に当たり、事業者と何度かやりとりし、何度か図面を修正 	

	<p>した。このため、違反事実を確定するための測量、図面作成等に半年程度を要した。</p> <ul style="list-style-type: none">・複数回行政指導をしたが、応じてもらえなかった（森林法所管部署）
備考	大規模盛土造成地（谷埋め型）

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年頃～	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：40,000 m ³ 、高さ：3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の構造変更	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づき、区域外（20 m ² 程度）の埋立てについて、変更許可手続の行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	事業者に対しては引き続き必要な手続を取るよう指導を要する。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：100,000 m ³ 、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂搬入届を提出していない土砂の特定事業場への搬入		
被害の発生状況	—		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・従前より特定事業場へ土砂を搬入する車両の通行に関して住民から苦情が出ていたことから、都道府県の出先機関が監視体制をとっていたところ、住民から黒い土砂のようなものを積載したダンプが何台も特定事業場に入っているとの通報があり、立入検査を行ったことで発覚 ・検査を行ったところ、搬入されていた土砂は土砂条例に定める土砂基準や水質基準を超過するものではなかった。 ・土砂搬入届の提出に係る口頭での行政指導（平成 25 年） ・過去に同様の違反で行政指導を行っている経緯を踏まえ、都道府県土砂条例に基づく 3 か月間の事業停止命令を行った（平成 28 年）。 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	行政処分以降、違反の事実は確認されていない。		
	是正・解決	平成 28 年	
対応に当たって苦慮した内容	—		
備考			

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	山林、田、畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：都道府県条例の適用による市町村条例の適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法、農地法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² 、体積：200,000 m ³ 、高さ：45m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可期限切れ	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、都道府県土砂条例
	対応状況等	変更許可申請の提出を指導中
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂の搬入が止まっており、林地開発、都道府県土砂条例に係る許可申請を指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期		平成 28 年～
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的		処分を目的に土砂処分場に搬入
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模		面積：10,000 m ² 、体積：70,000 m ³ 、高さ：50m
土砂への混入		廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし
建設発生土の搬入元		都道府県外：不明、ストックヤード：搬入なし
不適切の内容（規制の承知状況）		許可地外への土砂搬入が判明
被害の発生状況		—
事案の対応状況	対応法令等	森林法、都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入中止の指導文書、変更許可申請の提出を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		土砂の搬入は行われていない。変更許可申請が提出されたが、補正指示の書類が未提出
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		再三の指導に対し、反応が非常に鈍い。
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (—)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：30,000 m ² 、体積：100,000 m ³ 、高さ：17m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり【廃プラスチック、陶磁器くず（陶器）】（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可地外への土砂搬入が判明 ・ 申請どおり施工していない。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	区域拡大のため、変更申請の提出指導（指導済み）、場内整備の指導文書の発出
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂の搬入は行われていない。計画高を超えて盛土された箇所があるため、改善指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年		
場所	地目	田	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	畑		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (許可)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法	
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	計画高より高盛土部分あり（計画高約 1m）		
被害の発生状況	—		
事案の対応状況	対応法令等	農地法、市町村土砂条例	
	対応状況等	・農地法による口頭指導（所有権の移転による許可手続、計画高より高盛土部分の是正） ・市町村土砂条例に基づく口頭指導	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	事業主へ連絡を取ることが不可能な状態であり、是正に向けて、円滑には進んでいない。		
備考			

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～28 年	
場所	地目	畑、山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	資材置場	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法、森林法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	法面勾配が計画より急勾配（30 度以上）	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	口頭指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	是正指導中	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～ (許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：7,000 m ³ 、高さ：7m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可条件違反 （区域逸脱・許可期限切れ・申請内容のとおり施工されていない等） 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例、市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・許可条件違反に伴い、土砂埋立区域内で使用しない資材の撤去等について行政指導（口頭で複数回、文書で4回、）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		平成 31 年に許可条件違反（許可失効等）における是正計画書の提出を文書指導。是正計画書の提出あり。是正計画書に基づき是正工事中であり、令和 2 年末までには是正計画に基づく造成完了予定
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	口頭指導及び文書指導については効果がなく、協議開始までに苦慮し時間を要した。	
備考		

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	他工事に利用されるものとして一時的な仮置きとして搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ ※面積要件は満たしているが、高低要件（1m以上）を満たしていないため許可不要。ただし、条例の土壌基準に違反しているため対応。 市町村条例：未制定	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：1m未満		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし） 汚染土：混入あり（砒素）		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	土壌基準に適合しない土砂で埋立てを行っている。		
被害の発生状況	下流域への有害物質の流出のおそれ		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 地元住民から土砂を埋め立てているとの通報があり、埋立業者が自主的に土壌を調査した結果、砒素が土壌溶出量基準を少し超えていることが判明した。 都道府県土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 都道府県土砂条例に基づき土壌基準に適合しない土砂の撤去指導。行政指導（口頭で1回） 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> 土壌基準に適合しない土砂を撤去したこと、残存する土砂は 900 m²程度と許可対象規模未満であること、追加（底面）調査により土壌基準に適合していることを確認 搬入した土砂は全量撤去していない。 		
	是正・解決	未解決	

対応に当たって苦慮した内容	土壌基準に適合しない土砂の処分費用が高額のため、当該土砂の処分に時間を要した。
備考	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：15m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、崩落のおそれがある。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在はソーラーパネルが設置されているが、盛土部分から土砂が水路に流入・堆積している。 ・大雨時等に崩落し、水路に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	現在はソーラーパネルが設置されているが、盛土部分から土砂が水路に流入・堆積している。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者が都道府県外在住者のため、連絡を取るのに時間を要した。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、畑にするためと記載されているが、単に投棄されたもの。	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	計画以上の盛土により、一部境界も越えており河川への食いこみも見られる。	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県のパトロール隊が発見 ・計画以上の盛土により、土砂が土地境界を越え、一部、河川への食い込みも見られたため、農業委員会が農地法を基に指導した。しかし、農地法に強制力がなく、形状変更申請者、行為者ともに対応しない状況である。同委員会は、同様の不適正行為を防止するため、関係機関に情報提供を行うとともに、農業委員会事務局の担当者会議等で協議を行っている。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	農地の形状変更に伴う造成工事が行われたが、営農が行われず放置された状態にある。完了届未提出	
	是正・解決	未解決

対応に当たって苦慮した内容	計画以上に盛土が行われた部分の撤去を、現地立会いを行い要請したが、放置したままの状態にある。
備考	・運搬業者が建設発生土の処分料を含む運搬料を受け取っておきながら、処分先として、個人の農地に搬入したというもので、地元区長は、土の搬出元は、隣町の公共工事で発生した残土であるとしている。

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 24 年（詳細は不明。なお、平成 25 年に事業者の登録及び砂利採取計画事業の認可取消し）	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地復元のための埋戻し	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：— 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（施行前）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法、砂利採取法
埋立て等の規模	面積：不明 <参考>4,000 m ² （採取場面積）2,000 m ² （掘削面積） 体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年に砂利採取事業を目的として、農地転用許可を行ったが、許可期限である平成 25 年を過ぎても農地に復元されず、放置されていることにより違反転用に該当する。 山土で埋め戻すことは農地法の一時転用許可（砂利採取）に付した条件の一つである。これは、農業委員会及び市町村（許可権者）としての要望を込めた条件であり、砂利採取法では、山土のみで埋め立てなければいけないと強制できるわけではない。当時、都道府県は市町村の考え方を尊重し、山土あるいは良質な公共残土のみで埋め戻すことを、転用事業者に指導している。砂利採取事業の認可時に、どのような土砂で埋める計画が提出されていたかは、市町村として資料はない。 農地法では、砂利穴（農地の下部）にどのような土砂を入れるかの証明を出させる根拠はない。今回の農地転用許可は、例外的に山土で埋め戻すことを条件としているため、それを根拠に任意で採取元の記録提出の協力を求めたもの 認可済みの砂利採取事業の放置を市町村が引き取って埋めたわけではない。砂利採取事業の進捗と市町村の埋立ては別整理。安全面から、穴を放置するわけにいかないと考え、農業委員会（市町村ではない）が、農地法に基づく農地再生事業として、都道府県の協力により建設発生土を確保して埋立てを行ったもの 農地に復元すべき対象土地は 2 筆あった。一義的には転用事業者が農地に復元すべきであるが、別件で収監され不在となった。1 筆は、 	

		地権者が自費で行ったもの。もう1筆は、地権者が死亡し、親族で相続の話もつかず、復元する主体が不在
被害の発生状況		事業が途中でストップしたため、いわゆる穴が開いた（地表面からはマイナスの）状態となったため、転落の危険性があった。
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年、農地転用許可（許可期間は平成25年まで）。取り決めていた「山土」ではなく「建設残土」を埋戻し始めたことが発覚 平成25年、都道府県が砂利採取業者の登録を取り消し、採取計画の認可を取り消し。この事案を受け、市町村土砂条例制定。市町村が農地復元の催促、勧告（農業委員長、市町村長）、農地復元命令 平成27年、法に基づく農地再生事業として、都道府県の協力により建設発生土を確保し埋め戻し
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		農地復元すべき2筆のうち1筆は地権者が自費で農地への復元を行ったが、もう1筆は地権者が死亡し、親族で相続の話もつかず、復元する主体が不在のため、農地への復元が未完了
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		農地法の措置対応となるため、市町村が主体となって対応できる範囲が狭く苦労した。
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、柿・梅の栽培と記載されているが、単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	農地法を基に営農の実施を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		令和 2 年、土地所有者により現場着手がなされ、工事継続中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	残土の処分先を決めるのに時間がかかった（土地の所有者が依頼する工事施工者の力量による）。	
備考	土砂が流れ出した後に住民から通報があり、判明	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 24 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、花・蕎麦を栽培と記載されているが、単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	農地法を基に計画以上の盛土部分の撤去を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	農地の形状変更に伴う計画以上の造成工事が行われ、放置された状態にある。完了届未提出	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	計画以上に盛土が行われた部分の撤去を文書（2回）で要請したが、放置したままの状態にある。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、野菜類を栽培と記載されているが、単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	農地法を基に営農の実施を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	農地の形状変更に伴う造成工事が行われたが、営農が行われず放置された状態にある。完了届未提出	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	営農指導を行っても、営農が行われない。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、畑にするためと記載されているが、単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	農地法を基に営農の実施を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	農地の形状変更に伴う造成工事が行われたが、営農が行われず放置された状態にある。完了届未提出	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	営農指導を行っても、営農が行われない。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² ※都道府県、市町村共に農地への機能維持のため適用せず
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000～3,000 m ² 、体積：2,000 m ³ 以上、高さ：1m以上	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入のおそれあり、ストックヤード：不明、開発行為で発生した土砂：搬入された可能性あり	
不適切の内容（規制の承知状況）	農地の機能維持（田をかさ上げし、園児の芋ほり用のさつまいもを作るための畑にする）と称して土砂が搬入された。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	平成 28 年当時は「農地の機能維持」に該当すると判断し、土砂条例の許可対象外としていた。しかし、その後の現地の状況から残土処分が目的であった可能性がある。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		行為終了
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	本事例のように、農地の機能維持については不適正な埋立て等が行われるおそれがあるが、当時は想定できなかった。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	山林、畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	不明	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：都道府県条例により、当該市町村の区域は適用除外 市町村条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法、宅地造成等規制法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² 、体積：100,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり【コンクリートくず、金属等】（混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可（森林法、宅地造成等規制法）を受けず土砂の搬入を行った。	
被害の発生状況	平成 30 年豪雨により崩落、下流のため池が崩落土砂等で満砂、下流水路まで土砂流出	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、宅地造成等規制法
	対応状況等	森林法に基づく搬入停止等勧告（文面）、復旧命令 宅地造成等規制法に基づく是正勧告（文面）、措置命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土地管理者による復旧工事中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告以降も搬入行為が止まらないため、警察へ相談 ・ 即日警察が現地確認し、搬入行為は停止された。 ・ その後、復旧を命令したものの、工事が命令期限を過ぎても実施されないため、告発についても検討していたが、復旧工事を行うと表明していたため、現在まで告発せず復旧について指導している。 	
備考	事例番号 87 と重複事案	

機関区分	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	不明		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：都道府県条例により、当該市町村の区域は適用除外 市町村条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	宅地造成等規制法、森林法	
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可造成（宅地造成等規制法） ・無許可林地開発（森林法） 		
被害の発生状況	平成 30 年豪雨による土砂流出が下流の溜池に到達		
事案の対応状況	対応法令等	宅地造成等規制法、森林法	
	対応状況等	<p><緊急的な防災措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年、是正勧告（宅地造成等規制法及び森林法）、土砂搬入停止命令（宅地造成等規制法）、災害防止措置命令（宅地造成等規制法）、戒告（行政代執行法） <p><恒久的な安全対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年、是正勧告（宅地造成等規制法）及び復旧命令（森林法） ・平成 31 年、災害防止措置命令（宅地造成等規制法） ・令和元年、戒告（行政代執行法） 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	土地管理者により是正計画が提出され、令和 2 年、現場着手がなされ、工事継続中		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・是正工事に向けた体制の構築 ・残土処分方法 		

	<ul style="list-style-type: none">・土地管理者は、遠方の事業者であり、是正の意思はあるものの、是正工事請負業者や残土の処分先を探すのに時間がかかった。
備考	事例番号 86 と重複事案

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～令和 2 年		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	太陽光発電用地		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	土砂条例以外の条例による対応 (埋立ての届出)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法	
埋立て等の規模	面積 : 50,000 m ² 、体積 : 400,000 m ³ 、高さ : 54m (最大)		
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥) : 混入なし (混入なし)、汚染土 : 混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外 : 搬入なし、ストックヤード : 不明		
不適切の内容 (規制の承知状況)	林地開発において構造・安全基準が守られていない。		
被害の発生状況	法面の一部が崩落し、隣接する市道に流出。復旧措置が完了するまでの間、市道は通行止めとなった。		
事案の対応状況	対応法令等	森林法	
	対応状況等	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩れを防ぐ目的で作業現場に雨水をためる調整池を造るよう指導 現場付近で台風による大雨の影響で道路に泥が流出した際に、土のうを積むことによる対応などの是正命令を行った。
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	崩落に関する復旧措置は完了。現在も造成工事を継続中		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	—		
備考			

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～令和 4 年（予定）	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	森林法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：不明、高さ：70m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	森林法林地開発の基準を遵守しているのか不明	
被害の発生状況	大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	森林法
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	将来的にソーラーパネルを設置するため、構造を含め再整備に向け都道府県と協議中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者が都道府県外在住者のため、連絡を取るのに時間を要した。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～28 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	採石法、森林法、廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：300,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（混入の疑いあり） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：搬入あり（港湾の野積場などを經由）	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、平成 22 年に都道府県土砂条例に基づく特定事業の許可を得て、平成 24 年から都道府県外の土砂の搬入を行っていた。 平成 25 年に、同事業者より同条例に基づく変更許可申請（事業区域の拡大）があったが、その後間もなく地元住民から同事業者による産業廃棄物の不法投棄のおそれがあるとの苦情が寄せられ、苦情を受けて実施した港への陸揚げ時の立会調査において、陸揚げされた土砂に大量のがれき類の混入が発覚 陸揚げされた土砂については、色相や PH 値から、建設汚泥にセメントや石灰を混合させるなどして加工した改良土である疑いが生じた上、搬出元の土砂を確認したところ、実際に陸揚げされた土砂と色相などが異っていたことから、搬入過程で土砂のすり替えが行われていたおそれもあり。以後、同事業者が都道府県外の土砂を陸揚げする際には都道府県が重点的に立会調査を行い、その都度、がれき類の混入を確認し、再三の指導を行ったにもかかわらず、がれき類の混入が長期間続いた。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に規定する「おそれ条項」を適用し、事業者が平成 25 年に行った変更許可申請（事業区域の拡大）を不許可処分とした。 ※ 事業者が処分の取消しを求めた訴訟では、認められず判決確定
	告発	—

		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況			行政処分から一定期間、実施した同事業者による港への土砂の陸揚げ時の立会調査において、がれき類の混入が収束したことを確認。現在、改正都道府県土砂条例によって土砂搬入届への添付が義務付けられた都道府県外土砂の搬出元の写真や、特定事業場への立入検査において同事業者が搬入する土砂を確認しているが、がれき類等の混入はみられない。
		是正・解決	平成 28 年
対応に当たって苦慮した内容			民間工事であった上、都道府県外からの搬入であったため、即時に搬出元の確認等を行うことが難しく、違反の事実確認に時間を要した。
備考			

機関区分	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 24 年～26 年		
場所	地目	農地	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	単に投棄されたもの（市町村の見解）		
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000 m ² ～（施行前）	
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	砂防法、廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 超、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（不明） 汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：全量都道府県外から搬入あり、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法の許可を得ずに実施した。 ・条例制定（平成 30 年）前に発生した事案であり、直ちに違法ではないが、条例制定のきっかけとなった事案である。 ・条例制定以後は特に大きな問題となる事案は発生していないが、若干のがれき類が混入した土砂が市町村内に搬入されている可能性がある。 		
被害の発生状況	<p>硫黄臭の発生、浸出水の水質を懸念する相談があった。 （硫黄臭は、一定期間経過後、収束。浸出水は、水質検査を行い安全確認済み）</p>		
事案の対応状況	対応法令等	砂防法、廃棄物処理法	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年に住民から臭気についての相談により発覚。市町村廃棄物担当が都道府県に連絡、主に都道府県環境担当及び建設担当が現場指導したもの <p><砂防法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防法の砂防指定地に該当しているにもかかわらず、許可を受けずに埋立てが行われ、廃棄物の混入のおそれがあるため、定期的に確認中 <p><廃掃廃棄物処理法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地での掘削を都道府県が指示し、がれき類（少量）を除去 	
		告発	砂防条例違反による告発
		罰金	砂防条例違反による罰金（10 万円）

		行政代執行	—
調査日現在の状況			砂防法に適合するよう、同法担当部署から指導し、現在は砂防法に基づく開発審査の技術的基準に適合済みだが、放置されたまま砂防法の許可申請なし。その後5年以上新たな搬入なし
		是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容			<ul style="list-style-type: none"> ・発生当初、農地法、砂防法、廃棄物処理法等どの法令にも明らかに違反しているということを確認するのが困難で、率先して対応すべき部署の決定に時間がかかり、初動が遅れ、対応が後手になってしまった。 ・そもそも、土砂量の多い事案は初めてであり、対応に当たって都道府県が所管している法令含め関係法令部署にも当たる必要があり、その連絡等に時間がかかった。
備考			

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	投棄	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：都道府県条例により、当該市町村の区域は適用除外 市町村条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	宅地造成等規制法、道路法
埋立て等の規模	面積：約 6,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可造成（宅地造成等規制法）	
被害の発生状況	平成 30 年豪雨による土砂流出によりトレッキングコース通行止め	
事案の対応状況	対応法令等	宅地造成等規制法、道路法
	対応状況等	令和元年、是正勧告（道路法及び宅地造成等規制法）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和 2 年、土地所有者により現場着手がなされ、工事継続中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	残土の処分先を決めるのに時間がかかった（土地の所有者が依頼する工事施工者の力量による）。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～	
場所	地目	山林、宅地、雑種地、畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土を受入れ、一部については他工事のために搬出されたことを確認している。	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	河川法
埋立て等の規模	面積：7,000 m ² 、体積：30,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	残土置場から河川に土砂が流入したもの	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落して、一部土砂が河川に流入 ・河川に流入したことによる二次被害は確認されていない。 	
事案の対応状況	対応法令等	河川法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政指導（文書で 2 回、河川法第 77 条に基づく河川管理員指示 2 回） ・河川法第 75 条に基づく監督処分（土砂撤去・原状回復措置命令） ・期限を過ぎても改善されなかったことから、平成 30 年に漁協、学識経験者等で構成する検討会を設置し、3 回会議を開催し、対策を検討した。 ・第 3 回の検討会において出席者全員の了承がとれたことから、平成 30 年に新たな残土搬入防止を目的に残土置場入り口に消波ブロック、付近に監視カメラを設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土砂の搬入は確認されていない。 ・行為者に継続して河川区域の土砂の撤去を指導中 	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・度重なる指導・処分にもかかわらず状況が改善されず苦労した。 	

	<ul style="list-style-type: none">河川法では規制対象が河川区域に限定される場所、このような土砂等の崩落等による災害の発生を「未然の防止」を主目的とした法令はないことから、他府県のように条例を制定した上で規制していくべきだという結論に至り、条例制定の契機となった。
備考	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 未満、体積：不明、高さ：10m未満	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（混入あり） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥、がれき類の混入。建設汚泥の量は約 300 m³。 ・事業者の認識不足により汚泥が混入していたため、確信犯的な実施ではなく、知らずに行われていた。 	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・私有地（畑）に真っ黒な粘土質の土が流入し、畑の農作物が被害を受けたとの苦情あり ・周辺住民等から産業廃棄物を埋めているのではないかとする苦情が多く寄せられていた。 	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法
	対応状況等	廃棄物処理法に違反しているおそれがあり、同法に基づく報告を事業者に求めた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	関係者による廃棄物の撤去がなされ解決した。	
	是正・解決	平成 28 年度
対応に当たって苦慮した内容	汚泥混入と業者が認めるまでに時間がかかった。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	不明	
場所	地目	牧場
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を目的に土砂を搬入 ・搬入後は牧草地として利用している。 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 超、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類、陶磁器くず】（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入あり、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂が市町村道に流出・占有 ・産業廃棄物の混入 	
被害の発生状況	豪雨により崩落し、下流の市町村道、林地、みかん畑、ビニールハウス等に被害が発生※流出土量：20,000 m ³	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県環境条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理法に基づき、 ・原因者に対し産業廃棄物撤去を文書指導（通知） ・原因者、地権者に対し排出者等の報告を求める文書発出 ・原因者に督促状を2回送付 ・原因者が報告徴取に応じなかったため、刑事告発 ○都道府県環境条例に基づき、 ・原因者及び地権者に対し、土砂撤去、崩落防止措置について文書指導（通知2回） ・同様の内容で文書勧告 ・勧告に従わないため、氏名及び勧告内容を公表
	告発	令和元年（廃棄物処理法）
	罰金	10万円
	行政代執行	—

調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・原因者による土砂の撤去、産業廃棄物の撤去は行われていない。 ・新たな持ち込みは見られない。 ・災害復旧事業により農業水路を復旧
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原因者は指導に従う姿勢を見せているが、実際は地権者との費用負担などを理由に指導に従わない（地権者が原因者に賠償請求）。 ・不適切な残土処分を直接規制する法令がない。 	
備考	崩壊土砂流出危険地区	

機関区分	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年		
場所	地目	畑、山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～2,000 m ² (対象外：要許可面積超)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：70,000 m ³ 、高さ：18m(第2期造成工事)		
土砂への混入	廃棄物(うち建設汚泥)：混入あり【がれき類】(混入なし) 汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容(規制の承知状況)	都道府県土砂条例の許可を受けて行った造成工事で使用していた再生砕石が、廃棄物処理法上の廃棄物に該当		
被害の発生状況	造成工事に伴い発生した再生砕石(白い水)が河川等へ流出		
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事に伴い発生した再生砕石(白い水)が河川等へ流出しているとする苦情が近隣市民から寄せられた。 ・造成に使用されている再生砕石交じり土砂は、土砂埋立て行為の許可要件に問題はなかったものの、造成者が造成費を全て負担し、工事期間中の牧草補償費を払っていたため、「当該取引に経済的合理性がないこと」により、廃棄物に該当と判断した。 ・廃棄物処理法に基づく指導 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者による撤去・原状回復は一部行われている。 ・当初、搬出を行うよう指示していた第1期造成工事(令和2年～5年)よりも先に、後に指示した第2期造成工事(平成28年)の搬出が完了している。 		
	是正・解決	未解決	

対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none">・再生砕石の大型需要がなく、違法造成現場からの搬出時期が度々延期された経緯がある。・近年、土砂災害が多発しており、再生砕石の供給過多状況となっており、再生砕石をストックしておく状況にも限界がきている。
備考	

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～31 年		
場所	地目	田、原野	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	駐車場		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	土砂条例以外の条例による対応 (埋立ての届出)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：40,000 m ³ 、高さ：5m (最大)		
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入あり) 汚染土：混入あり (ふっ素、鉛)		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容 (規制の承知状況)	埋立資材として用いられた汚泥の中間処理後物から土壤環境基準及び土壤汚染対策法に定める基準を超過する有害物質が検出された。		
被害の発生状況	近隣住民による悪臭に関する苦情		
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法	
	対応状況等	対応状況等	廃棄物処理法に基づいて基準を超過する再生土の適正処分について行政指導 (勧告 1 回) を行った。その結果、同業者は汚泥の撤去を行っている。
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> 土の製造元である中間処理業者において撤去作業を実施。土質調査を行い、基準を超過した計約 1,000 m³を汚泥として処分 現在は事業用地として使用されている。 	
	是正・解決	平成 31 年	
対応に当たって苦慮した内容	—		
備考			

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～2年		
場所	地目	山林	
	区域指定	土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～2,000 m ² （対象外：要許可面積超）	
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：約 9,000 m ² 、体積：2,000 m ³ 、高さ：2m以上		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類、木くず】 （混入の疑いあり） 汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：搬入あり		
不適切の内容（規制の承知状況）	廃棄物の混入（不法投棄）による廃棄物処理法違反		
被害の発生状況	廃棄物による環境汚染のおそれ		
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法担当部局が、がれき類の保管量の超過等について現地において指導を行っていた際に、隣接の土砂埋立許可地にながれき類が混入しているのを確認し、土砂条例担当部局に情報提供があり、現地にて不適正処理を確認。 ・重機で2か所土砂埋立箇所の掘り起こしを行った結果、2か所で廃棄物を確認した。また、埋立箇所の一部においては周囲と土の色が異なっており、汚泥混入と疑われる箇所が確認された。 ・廃棄物処理法及び都道府県土砂条例により停止・撤去の指導（都道府県土砂条例：口頭1回、文書1回） 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者による撤去・原状回復がなされ解決した。 ・当該埋立地（建設残土の最終処分場）は、都道府県が指定処分先として定めた施設の一つであったが、本件不適正処理事案の発生を受け、現在は指定処分先としての受入を中止している。 		

	是正・解決	令和2年
対応に当たって苦慮した内容	がれき類が埋設されていたため、その範囲の特定に苦慮した。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～28 年	
場所	地目	山林、原野、雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	発生土処分場への産業廃棄物の不法投棄 ※本件は、収集運搬業者が、不正な利益を得る目的で、処分地運営業者に無断で、産業廃棄物を混入した土砂を処分場に搬入したもの（処分場運営業者は被害者）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：30,000 m ² 体積：600,000 m ³ （予定。進捗状況は全体の約 60%） 高さ：84m（予定。現況地盤高 44m）	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【ガラスくず、陶磁器くず（レンガ片、陶器片）、木くず】 （混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物混入土の埋立て（廃棄物混入土量：20,000 m³、盛り土高：15m）（廃棄物混入土の粒の大きさは全て 10mm 以下で、見た目は全体が砂状。成分は礫（石）や砂等が主体で、それに廃棄物が混入している。主要な廃棄物は、レンガ片、陶器片、ガラス片及び木くず。） ・ 埋立許可地の埋立土砂に産業廃棄物が混入され、不法投棄された事案（土地所有者及び施工業者は被害者） ・ 本事案では、産業廃棄物の有償譲渡を不適正に運用することにより、マニフェストによる管理がされなくなった産業廃棄物（レンガ片、陶器片、ガラス片、木くず）が建設発生土に混入されて埋め立てられた。 	
被害の発生状況	埋立事業者が行ったボーリング調査等の結果、有害物質の流出や土砂崩落のおそれはない。しかし、覆土等の飛散流出防止措置が講じられていないため、産業廃棄物が埋立区域外に飛散、流出するおそれがある。	
	対応法令等	廃棄物処理法

事案の対応状況	対応状況等	土砂条例を基に搬入停止の行政指導（口頭で1回）を実施。 ※平成30年、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者に対して、廃棄物処理法違反による有罪判決が言い渡され、確定した。一方、埋立事業者に対しては、平成31年に無罪判決が言い渡され、確定した。
	告発	－
	罰金	個人：300万円、法人：1,000万円（廃棄物処理法） ※産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者
	行政代執行	－
調査日現在の状況		令和元年、廃棄物処理法を所管する市町村は、産業廃棄物の飛散、流出のおそれがあるため、対策計画を作成・提出するよう行政指導（文書）を実施。令和2年、周辺住民との協議を十分重ねた上で対策計画書が提出され、令和3年、施工業者が事業の地位を承継し、計画より土砂搬入量を減少させた計画に変更することとし、変更許可を行ったところであり、引き続き是正指導中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		搬入された廃棄物混入土は、他の建設発生土と混ぜて敷き均されていたため、廃棄物等の異物が混入していることを認識するのは困難であった。
備考		大規模盛土造成地（谷埋め型）

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：20,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【木くず】（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂内に廃棄物（木くず等）が混入	
被害の発生状況	木くず由来の汚水の発生のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づく廃棄物の分別撤去及び廃棄物混じりの土砂の搬入禁止。行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	工事発注者に対し、土砂に混入した木くずについて適切に処分するように指導を行った。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	工事発注者の認識不足。工事で掘削した土の中に木の根が混じっていた事案である。担当者としては、木の根が多少混入するぐらいは問題ないと認識していたようである。	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：100 m ² 、体積：700 m ³ 、高さ：20m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【汚泥（※）、陶磁器くず（瓦くず）】（不明） ※ 建設汚泥ではなく、建設資材を製造する工場から排出された汚泥 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	廃棄物混じりの土砂を投棄 都道府県土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法
	対応状況等	行為者は 2 者あり、廃棄物処理法に基づき、両者共に改善計画書及び完了報告の提出を求めた。行政指導（口頭で 1 回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	廃棄物の撤去、原状回復がなされ解決した状況にある。その後、敷地をならした結果、面積が都道府県土砂条例の要件に該当したため、令和 2 年に特定事業の許可を取得している。	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	現場は土取り跡地で、高低差が 40m 程度である崖であり、撤去に危険が伴うおそれがあったため、時間を要した。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積：1,000 m ² ～ (-)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：6,000 m ² 、体積：20,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【木くず、廃プラスチック】 (不明) 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	廃棄物の混入	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法
	対応状況等	廃棄物処理法に基づき、令和元年に立入り時、廃棄物の混入を確認し、撤去することを行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		令和元年、改善計画書の提出を受け、撤去後の立入りをし、作業の完了を確認した。（完了報告書は令和元年に提出）
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～31 年		
場所	地目	畑	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：未制定	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	残土置場から河川に土砂が流入したもの		
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 一部土砂が河川に流入 河川に流入したことによる二次被害は確認されていない。 		
事案の対応状況	対応法令等	—	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、対岸の地権者からの通報（河川に土砂が落ちている音が聞こえる）により、都道府県の出先機関が対応（土砂流入の事実は確認できなかったものの、流出が予想される勾配であったことから、口頭による注意、法令等に根拠があるものではない）したもの 平成 31 年に事業者が注意に応じ、河川付近の土砂を撤去し、安定勾配としたことが確認されたため、解決としている。 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	現在、河川への土砂の流入のおそれは少なく、月 1 回の巡視により現地確認を継続しているが、現在のところ新たな残土の受入れはない。		
	是正・解決	平成 31 年	
対応に当たって苦慮した内容	規制対象となる法令等がなかった点		
備考			

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～29 年		
場所	地目	原野	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材として搬入されたもの ・平坦な土地の造成（将来の利用については検討中） 		
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：未制定	
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—	
埋立て等の規模	面積：60,000 m ² （計画）、体積：130,000 m ³ （計画） 高さ：9m（計画）		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	残土置場から強風時に粉じん被害が発生（近隣住民から苦情）		
被害の発生状況	強風時に粉じん被害が発生		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）	
	対応状況等	市町村に近隣住民から苦情があり、都道府県に規制対象となる法令等の有無について照会があったもの。該当する法令がない旨を回答したが、市町村から事業者に対し苦情の内容を伝え、その後防塵対策（柵の設置）が講じられた。	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年、土砂条例に基づく許可を取得 ・残土受入れを継続しているため、今後は、半年に一度の定期報告により状況を確認するほか、必要に応じて現地立入等により指導を実施 		
	是正・解決	平成 29 年	
対応に当たって苦慮した内容	規制対象となる法令等がなかった点		
備考			

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～令和 2 年	
場所	地目	原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材として搬入されたもの ・平坦な土地の造成（将来の利用については検討中） 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：60,000 m ² （計画）、体積：130,000 m ³ （計画） 高さ：9m（計画）	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	残土置場から海面に土砂が流入したもの	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・一部土砂が海面に流入 ・河川に流入したことによる二次被害は確認されていない。 	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	都道府県の出先機関が海面への流出を確認し、口頭で注意したもの。 法面を適切に成形するよう指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年、土砂条例に基づく許可を取得 ・残土受入れを継続しているため、今後は、半年に一度の定期報告により状況を確認するほか、必要に応じて現地立入等により指導を実施 	
	是正・解決	令和 2 年
対応に当たって苦慮した内容	規制対象となる法令等がなかった点	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	雑種地（実質は山林）
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（対象外：要許可面積未満） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：2,994 m ² 、体積：約 9,000 m ³ 、高さ：不明（数m）	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知し、同条例対象未満の規模で施工	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地が崩落し、崩れた土砂が河川に流出し、著しい泥汚れを発生させている。 ・下流河川から工業用水を取水している事業者の生産活動に影響が出た。 ・下流河川での農業利水があり、濁りにより影響が出る可能性がある。 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	都道府県土砂条例の責務規定に基づき、土砂崩落、河川への流出対策を行政指導（文書で3回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・行為者は、資力がないことを理由に対策を実施せず、根本的な解決に至っていない。 ・崩落した土砂の流出先の水路の管理者、下流河川の管理者が濁り対策を実施し、現状では河川の濁りは沈静化している。 ・台風集中豪雨等による状況の悪化が懸念される。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例の許可対象規模未満であるほか、森林法、砂防法等も適用されないため、強制力のある対応ができない。 ・行為者が、資力がないことを理由に対策を実施しない。 	

	<ul style="list-style-type: none">・下流での濁水対策を行政機関が実施しているが、行為者に負担を求めることができるかどうか等について課題がある。
備考	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：2,900 m ² 、体積：70,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	行政指導が必要な土砂埋立て（農地造成名目）	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の影響で崩落 ・人的被害あり ・道路通行止め（1年間）。河川閉塞による浸水 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	各行政庁の所管する法令の範囲で任意の行政指導（森林法・市町村環境保全条例）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		休止中。外部からの土砂搬入がないか監視中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	森林法の林地開発許可の対象面積未満及び都道府県土砂条例の許可対象外行為であり、強制力を伴う指導等が困難であった。	
備考	把握端緒：住民通報	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：不明、高さ：30m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、軽微な崩落を繰り返しており、危険である。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な崩落を繰り返しており、危険である。 ・大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		将来的にソーラーパネルを設置するため、構造を含め再整備に向け都道府県と協議中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者が都道府県外在住者のため、連絡を取るのに時間を要した。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：①4,000 m ² 、②3,000 m ² 、体積：不明、高さ：30m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、軽微な崩落を繰り返しており、危険である。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な崩落を繰り返しており、危険である。 ・大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	現在はソーラーパネルが設置されているが、勾配等が盛土の基準を超過していると考えられる。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者（法人代表者）とは音信不通の状態である。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：30m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、軽微な崩落を繰り返しており、危険である。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な崩落を繰り返しており、危険である。 ・大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	現在はソーラーパネルが設置されているが、勾配等が盛土の基準を超過していると考えられる。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者（法人代表者）とは音信不通の状態である。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～31 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：①800 m ² ②4,000 m ² ③9,000 m ² ④700 m ² 体積：不明、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、軽微な崩落を繰り返しており、危険である。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入途中で放置されているため、隣接地への土砂の流入あり ・大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	搬入途中で放置されているため、隣接地への土砂の流入あり	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	開発工事を行っていた事業者に対しては、土砂の流入が確認される度に注意と是正を促していたが、令和元年に事業者の代表者が死去された後、後任の代表者と音信不通となり、搬入された現場も放置されたままの状態となっている。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 未満、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（混入の疑いあり） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理がルーズで崩落のおそれあり ・都道府県土砂条例を承知し、同条例対象未満の規模で複数箇所を施工 	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・許可対象規模未満で土砂を埋め立てている行為者（許可を受けるつもりがない）が場所を変えながら土砂を埋め立てているが、管理がルーズで、土砂の崩落や車両通行による道路の汚れ等が懸念される。 ・崩落等による被害は確認されていない。 ・車両の走行台数の増加、道路の汚れについて苦情の申立てがあった。 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	都道府県土砂条例の責務規定に基づき、複数回指導を実施
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者は、埋立地が一杯になると新たに確保した他の埋立地での埋立てを始めるため、終息に至らない。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者に条例の許可を受けるつもりがなく、強制力のある対応ができない（許可対象規模を超過した場合、厳正に対処することは教示）。 ・土砂条例逃れの事案。土砂条例上は問題がない。 	

	<ul style="list-style-type: none">・一団地の判断は、明確に白黒つけられるものではなく、適用が難しい。
備考	<ul style="list-style-type: none">・残土処分が目的・建設汚泥の混入の疑いについては、汚泥処理物に見えることと、現場の作業員への聞き取り結果による。

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	構造基準、土砂基準等不適合な埋立て等のおそれ	
被害の発生状況	土砂の崩落による敷地外への流入又は生活環境への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	—
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		令和 2 年、土砂条例施行後、事業者から同条例に基づく申請。令和 3 年不許可。不許可となった日以降は現地への土砂等の搬入は停止。ただし、不許可となった日以前に現地に搬入された土砂が不安定な状況で残置されていること、また県外からの受入窓口となっている港湾には依然として県外から土砂等が搬入されていることは課題
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	土砂条例適用の経過措置期間中に無秩序に土砂が搬入され、従前の地盤の把握が困難で、崩落に対する安全性の評価が困難となることや、土の安全性の評価についても把握が困難な状況となることが懸念された。その後、事業者から土砂条例の申請がなされたものの、事業者の土砂条例に関する理解が不足しており、再三の説明・指導を行っても理解が進まず、申請内容の修正がなされなかった。	
備考	事例番号 116 と重複事案	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	構造基準、土砂基準等不適合な埋立て等のおそれ	
被害の発生状況	土砂の崩落による敷地外への流入又は生活環境への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	—
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和2年、土砂条例施行後、事業者から同条例に基づく申請。令和3年不許可。不許可となった日以降は現地への土砂等の搬入は停止。ただし、不許可となった日以前に現地に搬入された土砂が不安定な状況で残置されていること、また、県外からの受入窓口となっている港湾には、依然として県外から土砂等が搬入されていることは課題	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	土砂条例適用の経過措置期間中に無秩序に土砂が搬入され、従前の地盤の把握が困難で、崩落に対する安全性の評価が困難となることや、土の安全性の評価についても把握が困難な状況となることが懸念された。その後、事業者から土砂条例の申請がなされたものの、事業者の土砂条例に関する理解が不足しており、再三の説明・指導を行っても理解が進まず、申請内容の修正がなされなかった。	
備考	事例番号 117 と重複事案	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	不明。残土処分目的と考えられる。	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：都道府県条例により、当該市町村の区域は適用除外 市町村条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：約 2,000 m ² 、体積：不明、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	森林開発を規制する都道府県条例に基づく協議を行わず土砂の搬入を行った。	
被害の発生状況	崩落して畑や周辺の河川へ流出するおそれがある。	
事案の対応状況	対応法令等	森林開発を規制する都道府県条例
	対応状況等	森林開発を規制する都道府県条例に基づく搬入停止等指導（文面）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	森林開発を規制する都道府県条例に基づく搬入停止等指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	小面積(1,000 m ² 未満)の段階から監視、指導していたが、行為者は従わず搬入を継続したため、規模が拡大し違反となった。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	構造基準、土砂基準等不適合な埋立て等のおそれ ※ 条例施行（令和 2 年）以前の発生であり、直ちに条例違反ではないが、今後違法となり得る事案。条例施行後も搬入が確認されている。	
被害の発生状況	土砂の崩落による敷地外への流入又は生活環境への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	—
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和 2 年、都道府県の土砂条例に基づく埋立ての許可申請が行われたが、令和 3 年に不許可となり、その後土砂の搬入は確認されていない。ただし、不許可決定前に埋め立てられた土砂はそのままである。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	都道府県により対応中	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県土砂条例適用の経過措置期間事案 ・ 事例番号 113 と重複事案 	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	構造基準、土砂基準等不適合な埋立て等のおそれ ※ 条例施行（令和2年）以前の発生であり、直ちに条例違反ではないが、今後違法となり得る事案。条例施行後も搬入が確認されている。	
被害の発生状況	土砂の崩落による敷地外への流入又は生活環境への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	—
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和2年、都道府県の土砂条例に基づく埋立ての許可申請が行われたが、令和3年に不許可となり、その後土砂の搬入は確認されていない。ただし、不許可決定前に埋め立てられた土砂はそのままである。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	都道府県により対応中	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県土砂条例適用の経過措置期間事案 ・事例番号 114 と重複事案 	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～29 年	
場所	地目	原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、崩落のおそれがある。	
被害の発生状況	大雨時等に崩落するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		盛土がされたまま放置された状態
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	開発行為を行った事業者（法人代表者）とは音信不通の状態である。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：①4,000 m ² 、②1,000 m ² 、体積：不明、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、崩落のおそれがある。	
被害の発生状況	大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	現在は盛土がされたまま放置された状態で、所々水みちができてい	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	開発行為を行った事業者（法人代表者）とは音信不通の状態である。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積未満)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：460 m ² 、体積：400 m ³ 、高さ：1m以上	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入のおそれあり ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	住宅地内の土地で土砂搬入	
被害の発生状況	土砂崩落し、調整池に流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例に係る指導なし ・平成 30 年、周辺住民から、近隣住宅地内の土地で土砂搬入されているとの通報。現地確認したところ、堆積面積は 440 m²と要許可対象面積未満であったが、現地には看板等はなく行為者の特定困難。登記簿の確認により土地所有者のみ確認するとともに、現地パトロール等を継続
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	該当法令がない事案である。行為面積が 500 m ² 未満のため、市町村土砂条例の事業者の責務に関する行政指導はできるが、市町村土砂条例の許可対象規模には該当しないため、万が一災害の防止及び環境の保全に支障を来すおそれが生じた場合の法令上の厳しい指導が困難となる可能性がある。	

備考	
----	--

〔資料編〕

資料目次

資料①	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（抜粋）	191
資料②	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）（抜粋）	192
資料③	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）（抜粋）	192
資料④	建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）（抜粋）	194
資料⑤	平成30年度建設副産物実態調査 調査要領（国土交通省）（抜粋）	195
資料⑥	地方建設副産物対策連絡協議会等の設置状況（H28.4）（建設発生土参考資料抜粋）	197
資料⑦	「総合的な建設副産物対策の推進について」（平成3年3月29日付け建設省技調発第99号・建設省経事発第45号・建設省経建発第67号）（抜粋）	198
資料⑧	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）	199
資料⑨	「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月30日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）（抜粋）	200
資料⑩	環境基本法（平成5年法律第91号）（抜粋）	201
資料⑪	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）（抜粋）	201
資料⑫	土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）（抜粋）	203
資料⑬	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）（抜粋）	204
資料⑭	「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）（抜粋）	205
資料⑮	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）（抜粋）	205
資料⑯	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和44年政令第206号）（抜粋）	206
資料⑰	砂防法（明治30年法律第29号）（抜粋）	207
資料⑱	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）（抜粋）	207
資料⑲	自然公園法（昭和32年法律第161号）（抜粋）	209
資料⑳	自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）（抜粋）	211
資料㉑	森林法（昭和26年法律第249号）（抜粋）	211
資料㉒	森林法施行令（昭和26年政令第276号）（抜粋）	213
資料㉓	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（抜粋）	214
資料㉔	宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）（抜粋）	215
資料㉕	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）（抜粋）	216
資料㉖	地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）（抜粋）	217
資料㉗	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（抜粋）	217
資料㉘	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抜粋）	218
資料㉙	農地法（昭和27年法律第229号）（抜粋）	219
資料㉚	「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）別添「行政処分の指針」（抜粋）	220
資料㉛	「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」（平成14年11月22日中央環境審議会）（抜粋）	221

資料⑳ 「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号国土交通省大臣官房技術調査課長通知)(抜粋)	222
資料㉑ 「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」(平成15年10月国土交通省)(抜粋)	224
資料㉒ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(抜粋)	226
資料㉓ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)(抜粋)	227
資料㉔ 「建設リサイクルガイドライン」(平成14年5月30日国土交通省)(抜粋)	227
資料㉕ 再生資源利用促進計画書・実施書(国土交通省建設リサイクル報告様式より抜粋)	229
資料㉖ 「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号建設事務次官通達)(抜粋)	231
資料㉗ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)(抜粋)	231
資料㉘ 建設業法(昭和24年法律第100号)(抜粋)	232
資料㉙ 「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針(民間工事指針)」(平成28年7月国土交通省)(抜粋)	233
資料㉚ 内陸受入地に搬出されている建設発生土の土質区分(「建設発生土等の有効利用に関する検討会報告」(平成15年9月建設発生土等の有効利用に関する検討会)参考資料より抜粋)	235
資料㉛ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(抜粋)	235

資料① 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

3 この法律において「副産物の発生抑制等」とは、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する燃料を除く。以下「原材料等」という。）の使用の合理化により当該原材料等の使用に係る副産物の発生の抑制を行うこと及び当該原材料等の使用に係る副産物の全部又は一部を再生資源として利用することを促進することをいう。

4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5～7 （略）

8 この法律において「特定再利用業種」とは、再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種をいう。

9～12 （略）

13 この法律において「指定副産物」とは、エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。

（事業者等の責務）

第四条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

（特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項）

第十五条 主務大臣は、特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定再利用業種に属する事業を行う者（以下「特定再利用事業者」という。）の再生資

源又は再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(注) 下線は当省が付した。

資料② 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）（抜粋）

（特定再利用業種）

第二条 法第二条第八項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

（指定副産物）

第七条 法第二条第十三項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第七の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

別表第二（第二条、第十一条、第十二条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一～四 （略）			
五 <u>土砂、コンクリートの塊</u> 又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業	その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会

別表第七（第七条、第二十二條、第二十三條、第三十一條関係）

一 （略）			
二 建設業	<u>土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材</u>	その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会

(注) 下線は当省が付した。

資料③ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）（抜粋）

（この省令の趣旨）

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事業業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第十五条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第二の第一欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事業業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 再生資源利用計画 建設工事に係る再生資源の利用に関する計画をいう。

(再生資源の利用の原則)

第三条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第四条 建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事業業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第七条 建設工事業業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

(再生資源利用計画の作成等)

第八条 発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。

- 一 体積が千立方メートル以上である土砂
- 二 重量が五百トン以上である砕石
- 三 重量が二百トン以上である加熱アスファルト混合物

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 前項各号に掲げる建設資材ごとの利用量
- 二 前号の利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
- 三 前二号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

3 建設工事業業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

4 建設工事業業者は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

別表第一（第四条関係）

第一種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料

	河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

（注）下線は当省が付した。

資料④ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）（抜粋）

（この省令の趣旨）

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事業業者」という。）の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第三十四条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第七の第二欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」という。）について、建設工事業業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再資源化施設 建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。
- 二 再生資源利用促進計画 建設工事に関する指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する計画をいう。

（指定副産物に係る再生資源の利用の促進の原則）

第三条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を勘案し、再資源化施設の活用を図ること等により、建設工事等における指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。

- 2 建設工事業業者は、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に当たっては、生活環境の保全に支障が生じないよう努めるものとする。

（建設発生土の利用の促進）

第四条 建設工事業業者は、建設発生土を建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）から搬出する場合において、第一号に掲げる情報の収集又は第二号に掲げる情報の提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものとする。

- 一 当該工事現場の周辺の建設工事で必要とされる建設発生土の量、性質、時期等に関する情報
- 二 当該工事現場から搬出する建設発生土の量、性質、時期等に関する情報

- 2 建設工事業業者は、前項第二号の建設発生土の性質に関する情報の提供を行うに当たっては、別表の上欄に掲げる区分を明らかにするよう努めるものとする。

第五条 建設工事業業者は、建設発生土の利用時期の調整を行うため、必要に応じて、建設発生土を保管する

場所の確保に努めるものとする。

(再生資源利用促進計画の作成等)

第七条 発注者から直接建設工事を請負った建設工事業者は、次の各号の一に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

一 体積が千立方メートル以上である建設発生土

二 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であつて、これらの重量の合計が二百トン以上であるもの

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定副産物の種類ごとの搬出量

二 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量

三 前二号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

3 建設工事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用促進計画の実施状況を記録するものとする。

4 建設工事業者は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

別表（第四条関係）

区分	性質
<u>第一種建設発生土</u>	<u>砂、礫及びこれらに準ずるもの</u>
<u>第二種建設発生土</u>	<u>砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの</u>
<u>第三種建設発生土</u>	<u>通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの</u>
<u>第四種建設発生土</u>	<u>粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）</u>

(注) 下線は当省が付した。

資料⑤ 平成 30 年度建設副産物実態調査 調査要領（国土交通省）（抜粋）

I 調査の目的について

全産業廃棄物の排出量の約 2 割を占める建設廃棄物の再資源化等率は 96.0%となっており、平成 20 年度の 93.7%から上昇しています。また、建設発生上の利用率は 88.3%となっており、平成 20 年度の 78.6%から上昇しています（平成 24 年度建設副産物実態調査より）。

建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約 28%を占めており、また建設廃棄物の一部では不法投棄等の不適正処理も行われています。さらに、社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要があります。

国土交通省では、平成 7 年度より概ね 5 年周期で建設副産物の実態を把握するために、「建設副産物実態調査」（以下、「センサス」という。）を実施してきました。これらの調査結果は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）や「建設リサイクル推進計画」などの諸施策に関する検討やその進捗状況の把握、評価等に役立てています。

(略)

II (略)

III 利用量・搬出先調査の実施内容について

3. 1 (略)

3. 2 調査への回答方法

(1) 調査票作成にあたっての元請業者の役割

H30 センサス「利用量・搬出先調査」を効率よく実施し、速やかにフォローアップするため、国土交通省のホームページで配布する「平成 30 年度建設副産物実態調査シート(Excel)」（以下、「H30 センサス入カシート」という。）を各社でダウンロードし、調査票を作成して下さい。また、作成した調査票は電子データで提出して下さい（配布・回収フロー参照 p.13～14）。

なお、特に公共工事を中心にこれまで利用してきました「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」という。）、あるいは「建設リサイクルデータ統合システム」（以下、「CREDAS」という。）の廃止に伴い、新たに国土交通省のホームページより配布している建設リサイクル報告様式(Excel)で「再生資源利用（促進）実施書」（以下、「実施書」という。）を作成した場合は、「H30 センサス入カシート」で改めて作成・提出する必要はありません。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

別紙一

「総合的な建設残土対策に関する当面の推進方策」

第二 基本的な考え方

一 基本方針

残土は建設工事において土地を掘削すること等により不可避免的に生じるものであり、資材としての山土等とその基本的性質において何ら変わることはない。いわば建設工事に伴って派生的に生ずる副産物である。

従って、基本的には残土は埋立、土地造成、盛土等に利用可能な資源である。

このため、1) 需要(受入量)と供給(搬出量)のバランスを回復し、残土の有効利用を促進すること、2) 盛土等に際し周辺の環境を損ねないよう適切な施工を行うことが総合的な建設残土対策の基本である。

なお、残土の有効利用を推進するに当たっては、良質な住宅宅地の供給や良質な社会資本の整備に資するよう十分留意するなど、経済的・社会的要請等を十分踏まえて実施するものとする。

二 責務の明確化

総合的な建設残土対策の推進に当たっては、国・地方公共団体及び工事の発注者、施工者が一体となって、次の役割を的確に果たすよう努めることが重要である。

国及び地方公共団体においては、残土対策について必要な基準や要綱等の作成及び残土の有効利用に資する助成策の立案、利用調整など必要な措置を講ずる。

発注者においては、計画及び設計に当たり、発生土の現場内利用等による残土発生量の抑制及び他工事からの残土の利用促進を図ることとし、やむなく現場外に搬出する残土については、可能な限り計画的な利用を図る。また、積算や施工者に対する指示等を行うに当たり、残土の適正な利用が図られるよう必要な措置を講ずる。

施工者においては、施工計画の作成に当たり、残土の有効な利用に努めるとともに、残土による盛土、埋立等に関する施工の適正化、そのための社内体制の整備等を図る。

第三 当面の推進方策

第二の基本的考え方の下に、建設省においては、当面次のような方策を講ずることとする。

一 残土発生量の抑制

発注者及び施工者に対して、建設工事の計画、設計及び施工に当たり、残土の発生量を抑制するため、発生土の現場内利用の推進、適切な工法の選択及び適切な施工計画の作成に努めるよう指導する。

また、残土の発生量の抑制に資する有効な技術について、引き続きその開発に努めるほか、民間企業の新技術については建設技術評価制度による認定等により、その普及を図るものとする。

二 土質改良プラント・ストックヤードの整備促進

土質改良プラントやストックヤードの整備を促進するため、公共事業用地の暫定利用や必要な建設支援措置を講ずる。また、地方自治体等が整備する土質改良プラントやストックヤードが効率的に機能するよう指導する。

三 残土の利用調整体制の強化

大都市圏の既存の協議会については、積極的な残土の工事間利用の調整を行うため体制の強化を図るとともに、工事情報の精度向上などの所要の措置を講ずる。また、当協議会において、民間工事も含めた残土の長期的な利用見通しを検討する。

大都市圏以外の地域においても、残土の利用促進策等を検討する連絡協議会を設置し、全国レベルの情報交換体制を検討する。

四 残土受入地の拡大

スーパー堤防整備事業や区画整理事業等の既存の公共事業での残土の利用を促進するとともに、人口バリア建設事業等の新たな公共事業を推進することにより、残土受入地の拡大を図る。

また、首都圏において、主に公共工事から発生する残土を対象に、民間受入地の確保や残土の供給、土質改良プラント等の整備を実施する第三セクターの設立を指導、助言する。

五 技術基準の設定

発注者及び施工者が残土の有効利用の促進を図れるよう、残土と廃棄物との区分及び残土の利用に関する技術基準を定め、関係者への周知、徹底を図る。

六 施工条件明示の徹底と積算の適正化

直轄土木事業について残土の受入場所、運搬距離等の施工条件の明示を徹底するとともに、発注単価については残土の処理を適正に評価したものとする。

また、直轄土木事業以外の事業についても、同様の措置が行われるよう発注者に対して指導等の措置を講ずる。

七 公衆災害の防止

発注者が、施工者に対して指示等を行うに当たり、残土の適正利用に努めるよう周知、徹底を図る。

また、施工者に対し、残土の利用が適正に行われるよう残土利用計画の作成、社内体制の整備、下請業者の監督等を行うよう指導する。

八 調査研究等

残土の発生・利用等の情報の蓄積を図るとともに、その他必要な調査研究を進める。

また、建設省及び地方公共団体における残土担当を明確にするとともに、現場技術者等に対して研修等により残土の利用促進に必要な知識の普及を図る。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2・3 (略)

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 (略)

5・6 (略)

(事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保

管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3～13 (略)

(勧告及び命令)

第十二条の六 都道府県知事は、第十二条の三第一項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者（以下この条において「事業者等」という。）が第十二条の三第一項から第十項まで、第十二条の四第二項から第四項まで又は前第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十一項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた事業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該当事者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

資料⑨ 「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月 30 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）（抜粋）

1. 総則

1.2 用語の定義

本指針における用語の定義は以下のとおりである。

(1) 「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいう。ただし、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物から除外されている。

(2)～(4) (略)

(5) 「建設廃棄物」とは、建設工事に伴い生ずる廃棄物をいう。

(6)～(12) (略)

2. 廃棄物処理の基本事項

2.3 建設廃棄物の種類

(1) 建設廃棄物には、直接工事から排出される廃棄物と建設現場、現場事務所等から排出される廃棄物がある。

(2) 排出事業者は、自らの責任において建設工事から排出される産業廃棄物をその種類に応じた処理基準に

従い適正に処理しなければならない。

(3) 建設現場、現場事務所等から排出される一般廃棄物の処理にあたっては、当該廃棄物が生じた区域における市町村の指示に従わなければならない。

(解説)

(1)～(6) (略)

(7) 建設汚泥の取扱い

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱う。また、粒子が直径74マイクロメートルを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあつては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行つて泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであつて、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m²以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出される時は、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑩ 環境基本法（平成5年法律第91号）（抜粋）

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2～4 (略)

資料⑪ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もつて国民の健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項及び第八項、第四条第二項及び第三項本文並びに第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該

土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

(要措置区域の指定等)

第六条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
- 二 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2～5 (略)

(汚染除去等計画の提出等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一～三 (略)

2～10 (略)

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～十 (略)

2～4 (略)

(運搬に関する基準)

第十七条 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(管理票)

第二十条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者(当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2～9 (略)

(汚染土壌処理業)

第二十二条 汚染土壌の処理(当該要措置区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～9 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑫ 土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)(抜粋)

(特定有害物質)

第一条 土壌汚染対策法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
- 四 ニークロロ四・六―ビス(エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン(別名シマジン又はCAT)
- 五 シアン化合物
- 六 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- 七 四塩化炭素
- 八 一・二―ジクロロエタン
- 九 一・一―ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
- 十 一・二―ジクロロエチレン
- 十一 一・三―ジクロロプロペン(別名D―D)
- 十二 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
- 十三 水銀及びその化合物
- 十四 セレン及びその化合物
- 十五 テトラクロロエチレン
- 十六 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
- 十七 一・一・一―トリクロロエタン

- 十八 一・一・二一トリクロロエタン
- 十九 トリクロロエチレン
- 二十 鉛及びその化合物
- 二十一 砒素及びその化合物
- 二十二 ふっ素及びその化合物
- 二十三 ベンゼン
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
- 二十六 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

資料⑬ 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）（抜粋）

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

（区域の指定に係る基準）

第三十一條（略）

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

別表第五（第三十一條第二項関係）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壤一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壤一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壤一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壤一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壤一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	土壤一キログラムにつき砒素百五十ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下であること。

（注）下線は当省が付した。

資料⑭ 「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）（抜粋）

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

資料⑮ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

2～4 （略）

（行為の制限）

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

一・二 （略）

三 のり切、切土、掘さく又は盛土

四・五 （略）

六 土石の採取又は集積

七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

2～4 （略）

（監督処分）

第八条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

一 前条第一項の規定に違反した者

二 前条第一項の許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けた者

2 （略）

（改善命令）

第十条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指

定前に行なわれた行為又はその指定の際すでに着手している行為であつて、その行為が当該指定後に行なわれたとしたならば制限行為に該当する行為となるべきものを含む。以下同じ。) が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされていないか又はきわめて不完全であることのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合においては、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至った事情等からみて相当であると認められる限度において、当該制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限をつけて、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によつて同項に規定する急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。

3・4 (略)

(立入検査)

第十一条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行なうために必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査することができる。

2・3 (略)

(報告の徴取)

第二十六条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該土地において急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為を行ない、若しくは行なつた者に対し、この法律の施行に関して必要な報告を求めることができる。

第二十七条 第八条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑯ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和44年政令第206号）（抜粋）

(法第七条第一項ただし書の政令で定める行為)

第二条 法第七条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～六 (略)

七 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為

イ 長さが三メートル以下のり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの

ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘削で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの

ハ 高さが二メートル以下の盛土

ニ 木竹の滑下又は地引による搬出

ホ 地表から五十センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの

ヘ 載荷重が一平方メートルにつき二・五トン以下の土石の集積

八～十九 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑰ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）（抜粋）

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得

第三十条 法律、命令若ハ許可ノ条件ニ違背シタル者ハ行政庁ノ命スル所ニ従ヒ其ノ違背ニ因リテ生スル事実ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スヘキ損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ

第四十一条 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

(注) 1 下線は当省が付した。

2 第四十一条中、「二百円以内」とあるのは、罰金等臨時措置法（昭和 23 年法律第 251 号）第 2 条第 1 項の規定により、二万円とされている。

資料⑱ 自然環境保全体法（昭和 47 年法律第 85 号）（抜粋）

(指定)

第十四条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同条第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。

2～6 (略)

(行為の制限)

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三～十六 (略)

2～5 (略)

(中止命令等)

第十八条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2・3 (略)

(報告)

第二十条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十七条第一項ただし書の許可を受けた者に対して、当該許可を受けた行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(指定)

第二十二條 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

- 一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの（政令で定める地域にあつては、政令で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。）
- 二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの
- 三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- 四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- 五 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- 六 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令で定める面積以上のもの

2～7 (略)

(特別地区)

第二十五條 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

2・3 (略)

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号若しくは第六号に掲げる行為で森林法第二十五條第一項若しくは第二項若しくは第二十五條の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一條の規定により指定された保安施設地区（第二十八條第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四條第二項（同法第四十四條において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第二号に掲げる行為で前項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一 第十七條第一項第一号から第五号までに掲げる行為

二～八 (略)

5～10 (略)

(普通地区)

第二十八條 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海域特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四條第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 (略)

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。

三～五 （略）

2 環境大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～6 （略）

（報告及び検査等）

第二十九条 環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 （略）

（準用）

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に付された条件」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する前条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者、第二十八条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号又は第二十七条第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」とあるのは「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と、「したとき」とあるのは「したとき、又はしようとするとき」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替えるものとする。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 第十八条第一項又は第二項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

（注）下線は当省が付した。

資料⑱ 自然公園法（昭和32年法律第161号）（抜粋）

（特別地域）

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 （略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を

図るために行うものは、この限りでない。

一～九 (略)

十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

十一～十八 (略)

4～8 (略)

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一～三 (略)

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
(特別保護地区)

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 (略)

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為

二～十一 (略)

4～8 (略)

(普通地域)

第三十三条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一～五 (略)

六 土地の形状を変更すること。

七 (略)

2～6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一～三 (略)

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

五・六 (略)

(中止命令等)

第三十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項の規定、第三十二条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2・3 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

第八十二条 第十五条第一項(第十六条第四項において準用する場合を含む。)又は第三十四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑩ 自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)(抜粋)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十二条 法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十六の二の三 (略)

二十六の三 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること

二十六の四～三十一 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十五条 法第三十三条第七項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十二 (略)

十三 土地又は海底の形状を変更することであつて面積が二百平方メートル(海底にあつては百平方メートル)を超えず、かつ、高さが五メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十四～十七 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑪ 森林法(昭和26年法律第249号)(抜粋)

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2～5 (略)

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定され

た保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2～6 （略）

（監督処分）

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

2～4 （略）

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 （略）

（保安林における制限）

第三十四条 (略)

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
- 二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合
- 三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合
- 六 その他農林水産省令で定める場合

3～10 (略)

(監督処分)

第三十八条 (略)

2 都道府県知事は、第三十四条第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

3・4 (略)

(立入調査等)

第百八十八条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4～6 (略)

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第十条の三の規定による命令に違反した者
- 三 第三十四条第二項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第三十八条第二項の規定による命令(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。)に違反した者

(注) 下線は当省が付した。

資料② 森林法施行令(昭和26年政令第276号)(抜粋)

(開発行為の規模)

第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員三メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積一ヘクタールとする。

(注) 下線は当省が付した。

（目的）

第一条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。

三～七 （略）

（宅地造成工事規制区域）

第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

2～4 （略）

（宅地造成に関する工事の許可）

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

2・3 （略）

（変更の許可等）

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2～4 （略）

（監督処分）

第十四条 （略）

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事で、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して

同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

4・5 (略)

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて前項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 (略)

(立入検査)

第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

2・3 (略)

(報告の徴取)

第十九条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第二十六条 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、宅地造成に関する工事をした造成主

四～七 (略)

(注) 下線は当局が付した

資料⑭ 宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）（抜粋）

(宅地造成)

第三条 法第二条第二号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

- 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 四 前三号のいずれにも該当しない切土又は盛土であつて、当該切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(注) 下線は当局が付した。

資料⑤ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）（抜粋）

(土地の立入等)

第十六条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 (略)

(行為の制限)

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一・二 (略)

三 のり切又は切土で政令で定めるもの

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

(監督処分及び損失補償)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第十八条第一項の規定に違反した者

二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者

2 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。

三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3～5 (略)

(罰則)

第五十二条 第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(注) 下線は当局が付した。

資料②⑥ 地すべり等防止法施行令（昭和 33 年政令第 112 号）（抜粋）

（地すべり防止区域内における制限行為）

第五条 法第十八条第一項第三号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあつてはのり長三メートル以上のものとし、切土にあつては直高二メートル以上のものとする。

2 （略）

3 法第十八条第一項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 地表から深さ二メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から五メートル（地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離）以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から一メートルをこえる地域における地表から深さ五十センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。）

二 載荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の土石その他の物件の集積

（注）下線は当局が付した。

資料②⑦ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（抜粋）

（特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2～6 （略）

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 水面を埋め立て、又は干拓すること。

三・四 （略）

8・9 （略）

10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。

（措置命令等）

第三十条 （略）

2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認めるときは、前条第七項の規定に違反した者若しくは同条第十項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図るために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3・4 （略）

（報告徴収及び立入検査等）

第七十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第九条第一項の許可を受けた者、認定鳥獣捕獲等事業者、鳥獣（その加工品を含む。）若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3～6 (略)

(罰則)

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第十五条第十項、第十八条の六第二項、第二十二條第一項、第二十四条第九項、第三十条第二項又は第三十五条第十一項の規定による命令に違反した者

七 (略)

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

資料⑳ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抜粋）

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一～十二 (略)

2～10 (略)

(監督処分)

第十五条の三 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十五条の二第一項の規定に違反した者

三 第十五条の三の規定による命令に違反した者

(注) 下線は当局が付した。

資料⑳ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）（抜粋）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～九 （略）

2～11 （略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～八 （略）

2～5 （略）

（立入調査）

第四十九条 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、この法律による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2～6 （略）

（違反転用に対する処分）

第五十一条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

一～四 （略）

2～5 （略）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八条第一項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八条第一項の許可を受けた者
- 三 第五十一条第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第六十四条第一号若しくは第二号（これらの規定中第四条第一項又は第五条第一項に係る部分に限る。）又は第三号 一億円以下の罰金刑
- 二 第六十四条（前号に係る部分を除く。）又は前二条 各本条の罰金刑

（注）下線は当局が付した。

行政処分の指針

第1 総論

4 事実認定について

(2) 廃棄物該当性の判断について

- ① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成17年7月25日付け環産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」、令和2年7月20日付け環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」及び平成24年3月19日付け環産企発第120319001号・環産対発第120319001号・環産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」等、個別の品目や製品に係る通知がある場合にはそちらも併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分¹の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方の間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常²の取扱い、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物³に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

- ② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

（注）下線は当省が付した。

資料③ 「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」（平成 14 年 11 月 22 日中央環境審議会）（抜粋）

3 制度見直しの主な論点

(2) 不適正処理の防止・適正処理の確保

ア 不適正処理防止のための廃棄物の定義の在り方

② 見直しの方向性

(ウ) その他

気体状のものについては、それ自体に管理可能性がなく、新たに廃棄物として取り扱うこととす

るのは困難である。一方、廃容器等に含まれる気体については、必要に応じて、問題となる気体が放出しないような廃容器等の処理基準を設定すること等により対処可能であると考えられる。

汚染土壌については、土壌汚染対策法に係るものは同法において的確な対応が必要である。また、直接同法の対象となっていない汚染土壌についても、同法の考え方に即した取扱いが望ましい。まず、これらの措置を講じ、それに対応できない場合には廃棄物処理法により環境汚染の防止を図ることを検討する必要がある。

また、汚染土壌以外の建設工事に伴い生ずる土砂については、現在、その約9割が公共事業に伴い生ずるものであることから、まず、その発注者である公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取組が必要である。具体的には、国の直轄工事において導入され、地方公共団体にも普及しつつあるように、発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定するという指定処分を徹底することが必要である。また、あわせて、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土砂の搬出の抑制や、発生土砂とその土砂利用に係る情報交換の促進及びストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取組を進めるとともに、民間事業についても、指定処分を始め、同様の取組を促していくことが必要である。こうした取組を体系的に進め、発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実態的に確保していくことを中心に必要な対策を講じていくことが適当である。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑳ 「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号国土交通省大臣官房技術調査課長通知)
(抜粋)

1. 目的
「対象工事」を施行するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。
2. 対象工事
平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。
3. 明示項目及び明示事項(案)
別紙
4. 明示方法
施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。
5. (略)

別紙

明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明示事項
工程関係	(略)
用地関係	
公害関係	
安全対策関係	
工事用道路関係	
仮設備関係	
<u>建設副産物関係</u>	1. <u>建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</u>

	<p>2. <u>建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</u></p> <p>3. <u>建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。</u></p> <p><u>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</u></p>	
工事支障物件等	(略)	
薬液注入関係		
その他		

(注) 下線は当省が付した。

4. 行動計画の具体的施策

施策	具体的な行動	実施時期	担当部局 ()は本省担当課
----	--------	------	-------------------

施策1 公共工事土量調査の実施

公共工事における土砂という資源のフローを全体で一括管理するため、公共工事土量調査を実施する。

各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用調整の基礎資料とする。 あわせて、年度末に工事実績等の確認調査を実施する。	一部実施中 平成15年度より全国的に実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
---	-------------------------	---------------------------------------

施策2 建設発生土等の指定処分の徹底

建設発生土の不適正処理の防止を目指し、各公共工事の発注者が建設発生土の行き先を完全に把握するため、建設発生土の指定処分を徹底する。

<ul style="list-style-type: none"> 指定処分した建設発生土の搬出先点検 指定処分が概ね100%導入されている国については、建設発生土を指定どおりに搬出しているかのチェックを行う。 地方公共団体への指定処分の普及促進 指定処分のさらなる導入が必要な地方公共団体については、建設発生土に係る施工条件の明示等の国の取り組みを周知徹底する。 このため、各地方建設副産物対策連絡協議会等に本省担当官が出席し、国の取り組みを周知徹底する。 また、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて、指定処分の実施を申し合わせる。 あわせて各地方建設副産物対策連絡協議会等名で、指定処分の実施を市町村に依頼する。 	平成15年度に実施	国土交通省直轄工事を行う全ての事務所 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)

-5-

施策3 建設発生土等の工事間利用の促進

新材採取に伴う自然環境への影響の低減、土の運搬に用いるトラック総数の減少、建設発生土の不適正処理の減少等を図るため、建設発生土の工事間利用を促進する。

(1) 建設発生土等の工事間利用の促進施策の実施

①各地方建設副産物対策連絡協議会等の再活性化

<ul style="list-style-type: none"> 工事情報の周知 各地方建設副産物対策連絡協議会等は、毎年度公共工事土量調査を行い、各公共工事の発注者に工事情報を提供する。 建設発生土等のフローの管理 本省は、公共工事土量調査等で得られたデータを基に、各都道府県毎の年間の土のフロー図を作成し、各地方建設副産物対策連絡協議会等に配布する。 新材の利用量については、公共工事土量調査等の結果より、その利用量が急増していると判断される場合は、各地方建設副産物対策連絡協議会等から各公共工事の発注者に注意喚起と正措置を依頼する。 建設発生土の工事間利用の調整 各公共工事の発注者間で建設発生土の利用調整ができなかった工事については、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて利用調整を行う。 各地方建設副産物対策連絡協議会等において、大規模土木工事を主に、計画段階の事業も情報交換の対象とする。 数年後に工事発注する予定の事業であって、仮受入地的な機能を発揮できる工事に関する情報交換を行い、ストックヤードとしての利用調整を行う。 建設工事の受注者への周知 各地方建設副産物対策連絡協議会等において、民間工事の受注者も対象に含めて、建設発生土等有効利用に関する行動計画の周知を行う。 	一部実施中 平成15年度より全国的に実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	総合政策局事業総括調整官
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成16年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)

-7-

②建設発生土情報交換システムの改善

<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共工事土量調査によるデータ入力 公共工事土量調査の実施時に建設発生土情報交換システムへのデータ入力を行う。 	平成16年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局等 (総合政策局事業総括調整官)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事間利用の調整等の支援ツールとして活用 工事予定の変更に伴い、新たな利用調整を行う場合には、情報交換システムを活用して、個別に利用調整を実施する。 	平成16年度より実施	各公共工事の発注者

③建設リサイクルガイドラインの強化

<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画段階での複数事業の総合調整ガイドラインの策定 事業の計画段階から、近接する複数の事業間で土の搬出・搬入調整を行いつつ個々の工事の設計を行うため、「計画段階での複数事業による建設発生土総合調整ガイドライン」を策定する。 	平成15年度より着手 平成16年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 大臣官房官庁営繕部営繕計画課 総合政策局事業総括調整官
<ul style="list-style-type: none"> ■ リサイクル阻害要因改善指針の策定 個々の工事で、利用土砂の建設発生土利用率が目標を下回ることがないよう、個々の工事で建設発生土の工事間利用率もあわせてチェックするとともに、建設発生土の有効利用を阻害する要因を改善するためのノウハウをまとめた「リサイクル阻害要因改善指針」を策定する。 	平成15年度より着手 平成16年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 大臣官房官庁営繕部営繕計画課 総合政策局事業総括調整官
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体への建設リサイクルガイドラインの普及促進 各地方建設副産物対策連絡協議会等に本省担当官が出席し、国の取り組みを周知徹底する。 また、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて、建設リサイクルガイドラインの実施を申し合わせる。 あわせて、各地方建設副産物対策連絡協議会等名で、建設リサイクルガイドラインの実施を市町村に依頼する。 	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)

-8-

④ストックヤードの活用

<ul style="list-style-type: none"> ■ スtockヤード運営指針(案)の策定 ストックヤードの標準的な整備手法、盛土方法、管理方法を規定するストックヤード運営指針(案)を策定するとともに、各地方建設副産物対策連絡協議会等において各公共工事の発注者への周知を徹底する。 	平成15年度より着手 平成16年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本政策投資銀行による建設残土対策促進事業融資 ストックヤードに必要な施設及びストックヤード施設と一体となって機能する施設(搬入・搬出路、周辺環境対策等)の整備について、長期低利の融資を行う。 	実施中	総合政策局事業総括調整官
<ul style="list-style-type: none"> ■ 良質な土砂の確保を行うための建設発生土処理施設等の立地促進 臨海部において、破碎、分級等により良質な土砂の確保を可能とする建設発生土処理施設の整備を促進する。 	実施中	港湾局環境整備計画室

⑤民間の活用

<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共工事から搬出される建設発生土を民間工事に搬入する仕組みの構築 建設発生土の有効利用の観点から、工事間利用の対象を公共工事以外に拡げるため、公共工事から搬出される建設発生土を民間工事に搬入する仕組みの構築を検討する。 	平成15年度より検討に着手 平成16年度中に結論を得る	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間へ建設発生土等を売却する仕組みの構築 建設発生土の有効利用の観点から、工事間利用の対象を公共工事以外に拡げるため、一般的に市場で売買されている砂利と同等の品質の建設発生土について、市場ルールの下での売却する仕組み等の構築を検討する。 	平成15年度より検討に着手 平成16年度中に結論を得る	大臣官房会計課 大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課

-9-

（対象建設工事の届出等）

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（国等に関する特例）

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

（再資源化等実施義務）

第十六条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの（以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。）に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

第十七条 都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で、前条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

（発注者への報告等）

第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。

（注）下線は当省が付した。

資料③⑤ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）（抜粋）

（発注者への報告）

第五条 法第十八条第一項の規定により対象建設工事の元請業者が当該工事の発注者に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

（発注者への報告に係る情報通信の技術を利用する方法）

第六条 法第十八条第三項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機と当該工事の発注者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該工事の発注者の閲覧に供し、当該工事の発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（同条第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、当該工事の発注者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機と、当該工事の発注者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（注）下線は当省が付した。

資料③⑥ 「建設リサイクルガイドライン」（平成14年5月30日国土交通省）（抜粋）

1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2. 対象事業

国土交通省所管の直轄事業（受託工事を含む）を対象とする。

3. 実施事項

1) 体制の整備

（略）

2) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象建設機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

(1) ~ (2) (略)

(3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

(再生資源利用〔促進〕計画書)(様式1、様式2)

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

〔建設資材を搬入する場合；再生資源利用計画書
建設副産物を搬出する場合；再生資源利用促進計画書〕

② 作成時期及び作成者

1) 工事の着手時及び完成時

・ 対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者(元請業者)が作成。

〔対象建設機関は、元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書(工事着手時)及び実施状況(完成時)の報告を特記仕様書により指示する。〕

なお、実施状況の報告は、様式1及び2によるものとし、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

3) ~ 4) (略)

4. その他

(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑳ 「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号建設事務次官通達）（抜粋）

第 2 章 関係者の責務と役割

第 5 発注者の責務と役割

(1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関する明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

(2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

第 6～8 (略)

第 3 章 (略)

第 4 章 建設発生土

第 16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) (略)

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第 17～18 (略)

第 19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

資料㉑ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び

完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二～六 （略）

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

八・九 （略）

2～5 （略）

（注）下線は当省が付した。

資料④ 建設業法（昭和24年法律第100号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（建設工事の請負契約の原則）

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

- 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の 내용에 適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十五 契約に関する紛争の解決方法
- 十六 その他国土交通省令で定める事項

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(注) 下線は当省が付した。

資料④ 「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）」（平成 28 年 7 月国土交通省）（抜粋）

5 受発注者間の協議項目

○ 事前協議の基本的考え方

建設工事の施工上のリスク発現をできるだけ回避し、円滑な工事施工を進めるため、具体的に想定される主な施工上のリスクについて、地中関連、設計関連、資材関連等の種類別に分類した、受発注者間の施工上のリスクに関する基本的考え方及び留意事項は別表のとおりであるが、具体的な協議項目については、建設業法や標準約款等における対等な立場に基づく契約締結という基本原則を踏まえ、工事を進める上で予め協議しておくことが必要と考えられる事項について分類整理したものである。

施工上のリスク負担のあり方については、リスクの発現を防ぎ、工事を円滑に進めるために、受発注者が互いに努力して合理的な負担方法を定めることが基本的考え方となるが、具体の負担方法については、これまでの契約実務においてどのような負担とされていたか、リスク負担と請負代金との関係が適切に整理されているか、工事自体に起因しないリスクについてどのように負担するのが適切か等の観点（基本的な観点）を踏まえ、受発注者間において協議する必要がある。

言うまでもなく、一品生産である建設工事は現場状況がそれぞれ異なり、施工上のリスクの態様も様々であるため、施工上のあらゆるリスクについて予め網羅的に把握することは困難であり、現場の状況に応じて柔軟に対応すべき性質のものも多く存在する。

このため、施工上のリスクとなりうる事象や可能性を把握した場合は、関係者間で速やかに情報共有して、適切な対応方法を協議、調整することが求められるが、少なくとも、建設業法の目的である工事の適正な施工確保を図る上で協議することが必要と考えられる建設工事に共通する標準的な協議項目について、関係者

間において情報の共有を図り、受発注者が共通の理解に基づいて工事請負契約を締結し、工事を施工することが必要である。

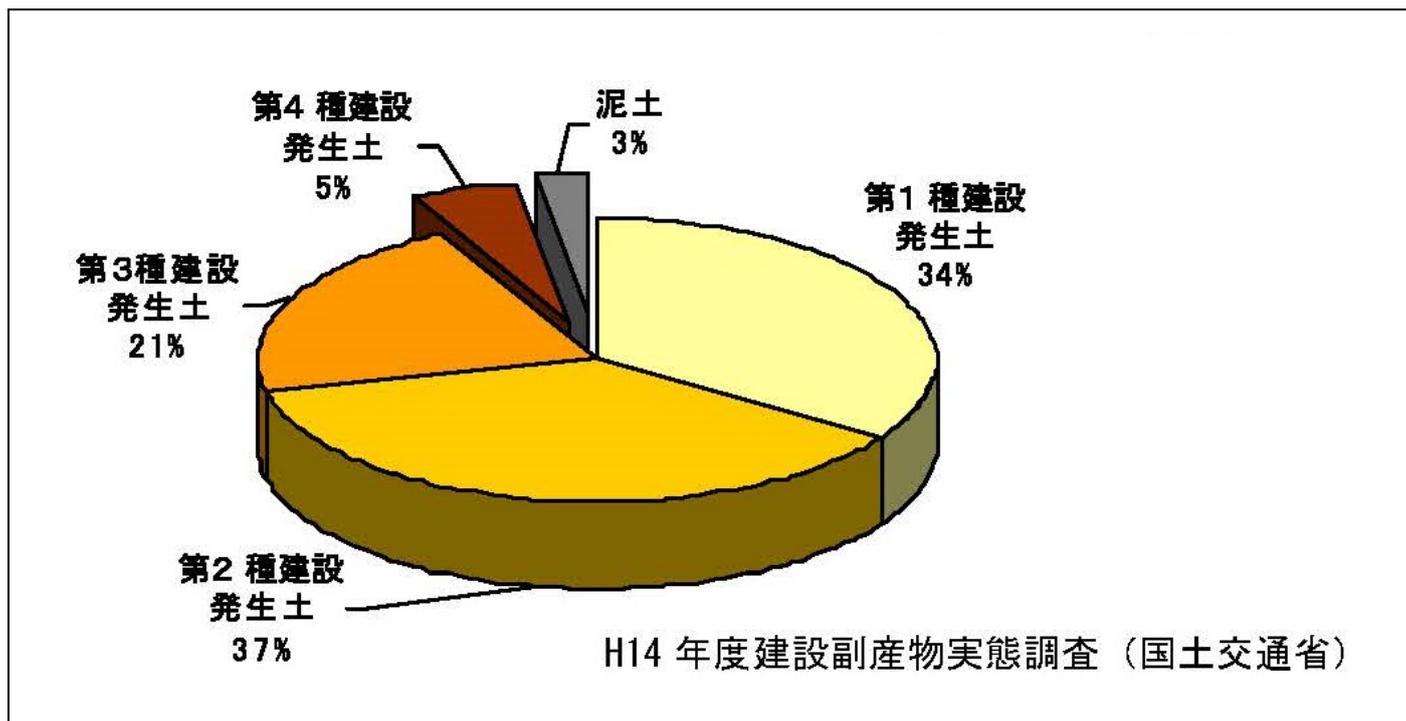
なお、改修や解体工事の場合、既存建物の施工状況が不明な点があること等、新築工事とは性質の異なる施工上のリスクが多く想定されることから、協議に際しては、事前調査等を可能な限り詳細に実施し、施工上のリスクの発現を防ぐことが求められる。

別表 民間建設工事の適正な品質を確保するための協議項目リスト

大項目	小項目	施工上のリスクに対する基本的考え方	留意事項
I 地中関連	(略)	(略)	(略)
	4 <u>土壌汚染</u> <u>産業廃棄物</u>	<p>土壌汚染の状況（自然由来の土壌汚染も含む。）や地中の産業廃棄物については、発注者が地歴調査等の必要な調査を行い、その結果に基づき土壌の状況や産業廃棄物の有無を確認する必要がある。</p> <p>適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような産業廃棄物の発見等の施工上のリスクが発現した場合の処理費用や工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め受発注者間で協議するものとする。</p>	従前の土地利用状況や建築物の用途等について、元の所有者や使用者等に確認するほか、適切な地歴調査の実施について検討が必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料④② 内陸受入地に搬出されている建設発生土の土質区分（「建設発生土等の有効利用に関する検討会報告」
（平成 15 年 9 月建設発生土等の有効利用に関する検討会）参考資料より抜粋）



資料④③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（抜粋）

第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6（略）

第四章 土砂災害特別警戒区域

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2～9（略）